

第3章 農業の持続的発展に向けて

1 人と農地の問題を解決する取組

(1) 「人・農地プラン」の作成状況

農業者の高齢化・耕作放棄地の拡大が進む中、平成24（2012）年度から、市町村内の集落・地域において「人と農地の問題」を解決するため、関係者の徹底した話し合いにより今後の地域の中心となる経営体への農地集積や地域農業の在り方等を明確にする「人・農地プラン」（以下「プラン」という。）の作成を推進しています。

管内において、プランの作成に至っている市町村数は平成28（2016）年3月末現在227、作成済み地域数は2,614、うち、平成27（2015）年度に見直し（更新）を行った地域数は1,240となっています（表3-1）。

一方、農地中間管理機構※（以下「機構」という。）の活用方針が明らかになっている地域数は1,631にとどまっています。

機構が十分に機能し、担い手への農地利用の集積という成果を上げていくためにも、プランに係る話し合いの中で、地域

表3-1 人・農地プランの進捗状況（平成28年3月末現在）

県名	市町村数	プラン作成市町村数 (注)	プラン作成地域数		
				平成27年度 見直しを行った 地域数	機構の活用方針 が明らかになっ ている地域数
福岡県	60	53	360	144	196
佐賀県	20	20	133	102	111
長崎県	21	21	198	156	163
熊本県	45	45	532	224	253
大分県	18	17	480	80	257
宮崎県	26	26	401	152	275
鹿児島県	43	43	510	382	376
九州計	233	227	2,614	1,240	1,631
全 国	1,741	1,565	13,845	8,662	10,265

資料：農林水産省調べ

注：当該市町村の地域の中に、既に人・農地プランが作成されたところがある市町村の数である。

意形成をしておくことは極めて重要であり、今後もプランの作成と定期的見直しを継続的に推進していきます。

(2) 新規就農者の育成確保

(新規就農者の支援)

平成26（2014）年における九州の新規就農者数は1,465人で、前年に比べ61

※ 農地中間管理事業は、各県に設置された農地中間管理機構が出し手から農地を借り受け、必要に応じて基盤整備等の条件整備を行い、担い手が面的にまとまりのある形で利用できるよう配慮して、担い手に対して貸し付ける事業（P74（6）イ参照。）。

人（４％）減少しました。これは、主に、Ｕターン就農者※^１が減少したためです。

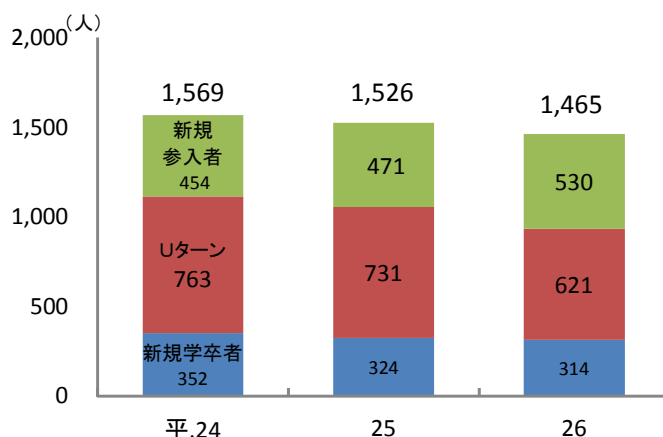
また、昨年に引き続き新規学卒者は減少傾向にあるものの、新規参入者※^２は増加傾向で推移しています（図３－１）。

農林水産省では、持続可能な力強い農業を実現するために、新規就農して定着する農業者を倍増し、世代間バランスのとれた農業就業構造にしていくことを目標にしています。平成24（2012）年度から就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間及び経営が不安定な就農直後の所得を確保する青年就農給付金事業を実施しています。

本事業の九州における平成26（2014）年度実績は、就農希望者を対象とした準備型が463人（全国2,410人）、独立・自営就農後5年間を上限に支援する経営開始型が2,679人（同1万90人）となっています。

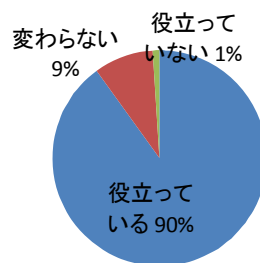
平成26（2014）年度実施した「青年就農給付金に関するアンケート調査」によれば、全国の9割の市町村が本事業が新規就農者の確保に役立っていると回答しており、平成24（2016）年度以降の新規就農者の確保・定着において一定の効果があったものと考えられます（図３－２）。

図３－１ 新規就農者の推移（九州）



資料：九州農政局調べ

図３－２ 青年就農給付金に関するアンケート調査（市町村回答）



資料：農林水産省

※^１ 農家出身者で他産業に従事した後、就農した者。

※^２ 非農家出身者で新たに就農した者。

【株式会社ベアーズファーム 小場 健・広美 夫妻（佐賀県小城市）】

○経営概要：水耕トマト 26a

小場健さんは、半導体関係の会社に勤務されていましたが、半導体業界では上には上があり、別の業界で独立して上を目指したいと考えていたそうです。

そのような折、水耕栽培でとてもおいしいトマトを作る知人がいて、水耕トマトであれば自分でもやっていけると思い、平成22（2010）年、夫婦で就農されました。

就農初年度は、6aの経営規模からトマトの水耕栽培を行っており、年々拡大を図り現在では26aとなっています。また、「熊太郎とまと」としてブランド化し、広く販売されています。

水耕栽培の設備は、知人から安く入手した材料で手作りし、水耕栽培用の溶液の配合を独自に研究し、塩トマトのような高糖度のトマトを栽培できるようになったとのこと。

今後は、栽培が難しい夏場の時期でも収量を維持しつつ、年間を通してさらに収量をアップして規模を拡大していくとともに、雇用労働力もうまく活用していきたいと考えています。さらに、知人の加工業者と連携しながら、ケチャップなどの加工品販売も手がけていく予定とのこと。



小場 健・広美 夫妻



ベアーズファーム・熊太郎

（青年農業者の育成）

九州農政局では、経営発展と農業青年クラブの活動強化及び地域農業の発展に資するため、また、青年農業者や新規就農者が抱える課題等を解決するため

に、九州・沖縄各県の青年農業者代表と一農ネット※¹加入者26名が参加し、平成27（2015）年12月1日、熊本地方合同庁舎にて、「九州農政局長と語る会」を開催しました。また、併せて効率的かつ安定的な農業経営について学ぶ人材育成セミナーを開催しました。

語る会では、「明るい未来の農業について」をテーマとして、九州農政局長ほか職員も多数参加し、新規就農者の定着や6次産業化の取組についての課題等多岐にわたり活発な意見の交換が図られました。

人材育成セミナーでは、「攻めの農業の実現に向けて」をテーマに、一般社団法人国際オーガニスト協会の四本^{よつもと}和^{かずおみ}臣氏から「一次産業のグローバル化と六次産業化について」ご講演いただきました。講演では、農業者の現状、農家の抱える問題及び6次産業化等について講義があり、また受講生と講師との間で積極的な質疑応答が行われました。



九州農政局長と語る会



人材育成セミナー

（３）認定農業者の現状

（平成27（2015）年3月末現在で4万8,524経営体が認定）

九州における平成27（2015）年3月末現在の認定農業者数※²は、225市町村において4万8,524経営体で、全国23万8,443経営体の20%を占めています。また、このうち法人経営は3,769経営体となり、九州全体の認定農業者数の8%を占めています。

県別でみると熊本県が1万1,126経営体（全国3位）、鹿児島県が8,423経営体（同7位）、宮崎県が8,347経営体（同8位）と全国でも上位となっています（表3-2）。

※¹ 就農希望者や新規就農者、農業法人で働く若者が農林水産省と直接つながるネットワーク。

※² 農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村から当該改善計画の認定を受けた者（認定農業者）と特定農業法人で認定農業者とみなされる法人の合計をいう。

九州農政局では、平成27(2015)年産以降の経営所得安定対策（畑作物の直接支払交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和対策）の交付対象者が認定農業者等の担い手に限

表3-2 認定農業者数（平成27年3月末）

単位：経営体

県名	基本構想 策定市町村数	認 定 市町村数	認定農業者数	うち法人	うち共同申請
福岡県	57	55	6,010	474	344
佐賀県	20	20	4,360	159	256
長崎県	21	21	5,900	257	367
熊本県	45	45	11,126	657	1,372
大分県	17	17	4,358	546	206
宮崎県	26	26	8,347	672	444
鹿児島県	43	41	8,423	1,004	359
九州計	229	225	48,524	3,769	3,348
全 国	1,661	1,625	238,443	19,105	11,438

資料：農林水産省調べ

定されたことを踏まえ、これら担い手に幅広く加入していただくため、各種会議、説明会等において関係者に周知しています。

（４）農業経営の法人化等

法人による農業経営は、経営管理能力の高度化や安定的な雇用の確保、対外的な信用力の向上、円滑な経営継承、雇用による就農機会の拡大等の面でメリットがあります。そうした中、集落営農組織、農地所有適格法人以外の法人（以下「一般法人」という。）による取組が進展しています。

ア 集落営農の法人化の取組

（平成28（2016）年2月1日現在で553組織が法人化）

集落営農[※]は、地域の農業・農村を維持、発展させる機能を持つ組織経営体です。任意組織である集落営農が、将来にわたって安定的に経営していくためには、一定の期間経過後、法人格を持つ組織としていくことが重要です。

九州における平成28（2016）年2月1日現在の集落営農数（概数値）は2,510で、全国1万5,134の17%を

表3-3 集落営農数（平成28年2月1日現在（概数値））

単位：集落営農

県名	集落営農数	うち法人	うち法人化 計画を策定
福岡県	612	196	277
佐賀県	598	48	430
長崎県	118	26	58
熊本県	395	34	259
大分県	530	197	78
宮崎県	115	24	2
鹿児島県	142	28	15
九州計	2,510	553	1,119
全 国	15,134	4,217	4,375

資料：農林水産省「集落営農実態調査」

※ 集落営農とは、「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農をいう。

占めています。

九州の集落営農のうち法人数は553（全国の13％）となっており、法人化計画を策定している集落営農数が1,119（同26％）あります。集落営農数を県別にみると、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県の4県で全体の85％を占めており、集落営農の法人数は、大分県と福岡県の2県で71％を占めています（表3－3）。

九州農政局では、地域における農業経営の受皿的機能を有する集落営農の組織化・法人化を推進するため、支援措置を講じているところであり、県や市町村、関係機関に対し集落営農に係る政策情報の提供等を行っています。

イ 農地所有適格法人の動向

九州における農地所有適格法人の数は、2,592法人（平成27（2015）年1月1日現在）で、前年と比べ111法人（4％）増加しています（表3－4）。

県別にみると、鹿児島県の704法人が最も多く、次いで熊本県の456法人、大分県の398法人となっています。

組織形態別では、株式会社が825法人（32％）、特例有限会社が1,154法人（45％）、農事組合法人が563法人（22％）となっており、会社法人形態によるものが全体の約8割を占めています。

ウ 一般法人の農業参入の動向

多様な主体による農業参入を促進していく観点から、平成21（2009）年12月に改正農地法が施行され、一般法人についても、農地を適正に利用するなど一定の要件を満たす場合は、全国どこでも農地の貸借による農業への参入が可能となりました。

九州では、平成27（2015）年12月末現在で、221の一般法人が計313haの農地を借受け、農業経営を行っています。改正農地法の施行後、1年当たりの平均参入数は37法人で、法改正前と比較すると5倍以上のペースで農業参入が進んでおり、改正農地法の効果が着実に現れています（表3－5）。

表3－4 農地所有適格法人数（平成27年1月現在）

単位：法人

		計	株式会社	特例有限会社	農事組合法人	その他
九州	福岡県	343	84	101	152	6
	佐賀県	108	41	52	15	－
	長崎県	187	65	93	27	2
	熊本県	456	162	203	73	18
	大分県	398	98	118	178	4
	宮崎県	396	163	185	35	13
	鹿児島県	704	212	402	83	7
	計	2,592	825	1,154	563	50
	構成比	100%	32%	45%	22%	2%
(参考) 全国	(参考) 26年	2,481	743	1,152	544	42
(参考) 全国	27年	15,106	4,245	6,427	4,111	323
	26年	14,333	3,679	6,491	3,884	279

資料：農林水産省調べ

注：特例有限会社とは、平成18年5月の会社法施行に伴い、既存の有限会社が移行したもの。

また、参入に当たっては、食品関連業者や建設業者等が自ら農業経営を行うだけでなく、大手企業が農業専門の子会社を設立したり、製造業者等が農業者と連携し新たな法人を設立して参入するなど、多様な形態がみられるようになりました。

表 3-5 一般法人の農業参入の状況（平成27年12月現在）

単位：法人、ha

県 名	法改正前 参入数① (H15.4～ H21.12)	法改正後 参入数② (H21.12～ H27.12)	借入 面積	組織形態別			業種別						
				株式 会社	特例有 限会社	N P O 等	食品関 連産業	農・畜 産業	建設	製造	その他 卸売・ 小売業	NPO 法人	その他
福 岡 県	3	37	40	25	6	6	14	9	2	-	1	1	10
佐 賀 県	-	12	8	9	-	3	-	6	1	-	-	3	2
長 崎 県	4	19	16	12	2	5	3	1	2	-	-	3	10
熊 本 県	4	67	122	43	9	15	13	19	5	4	7	6	13
大 分 県	6	25	51	13	6	6	3	11	4	-	1	1	5
宮 崎 県	-	22	23	17	2	3	2	10	2	-	-	-	8
鹿児島県	29	39	53	23	7	9	7	8	10	-	-	3	11
九 州 計	46	221	313	142	32	47	42	64	26	4	9	17	59
1年当たり 平均参入数	7	37	増加率 (②/①) 529%										

資料：九州農政局調べ

注 1： 参入法人数は、解除条件付き（農地法第3条第3項）により農地を借り入れた一般法人を集計したもので、農業生産法人として参入した法人は含まない。

2： 業種別欄の「農・畜産業」は、企業が農業又は畜産業に特化した子会社を設立したものをいう。
また「その他」は、医療、福祉、教育、サービス業などを行う法人をカウントする。

【一般法人の参入事例（^{なごみまち}熊本県和水町）】

（株）農匠なごみは、豆腐等の製造・販売を手掛けている（株）丸美屋（本社：熊本県和水町）の子会社として、原料大豆の国内産シェア拡大による原料価格の安定化、九州沖縄農業研究センターとの連携による国産大豆の普及・推進及び大豆を通じた地域特産品開発や6次産業化に伴う雇用創設による地域活性化を目指して設立された会社です。

その取組や農地の優良な管理状況から、近隣の農家から農地の貸出申入れがあるなど地元地域と密接に連携しており、担い手が不足する地域において、重要な役割を果たしています。



大豆栽培の様子

（５）農村女性の活動の促進に向けた取組

（農山漁村男女共同参画の推進）

政府が策定した第４次男女共同参画基本計画※^１において、農業分野では「農業委員会及び農業協同組合における女性が登用されていない組織を０にすること」に加え、新たに「農業委員及び農業協同組合の役員に占める女性の割合」を農業委員は３０％、農業協同組合役員は１５％にすることが成果目標の一つに掲げられています（表３－６）。

表３－６ 第４次男女共同参画基本計画における成果目標と現状

項 目	成果目標（期限）	現 状
農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数 （注）農業委員、農業協同組合役員を対象	農業委員会、農業協同組合とも ０ （平成３２年度）	農業委員会〔H26.8.1現在〕 39/234（ 16.7％：九州 ） 526/1,708（ 30.8％：全国 ） 農業協同組合〔H27.7.31現在〕 0/79（ 0％：九州 ） 132/680（ 19.4％：全国 ）
農業委員、農業協同組合役員における女性の割合	農業委員に占める女性の割合：１０％（早期）、更に３０％を目指す （平成３２年度） 農業協同組合役員に占める女性の割合：１０％（早期）、更に１５％を目指す （平成３２年度）	農業委員会〔H26.8.1現在〕 （ 8.5％：九州 ） （ 7.3％：全国 ） 農業協同組合〔H27.7.31現在〕 （ 8.2％：九州 ） （ 7.2％：全国 ）

資料：農業委員については農林水産省経営局調べ（平成２６年１０月１日現在）
JA役員についてはJA全中調べ（平成２７年度）

九州農政局においても、農業委員や農協役員への女性の積極的な登用を推進しており、平成２６（２０１４）年の農業委員への女性の登用率は８．５％と、全国の７．３％を上回っています。

女性が役員に登用されていない農協は、全国では１９．４％存在していますが、九州にはないことから、九州の農協は女性の参画が進んでいると言えます。

なお、九州農政局では毎年、男女共同参画の推進を目的としたセミナーを開催しています。平成２８（２０１６）年２月１８日熊本市において「農山漁村のすべての女性が輝く社会へ～職場、地域で個性と能力を発揮し輝いていこう～」をテーマに開催し、女性農業者等約２１０名の参加がありました。

セミナーでは、東京農業大学国際食料情報学部^{はらじゅり}の原珠里教授による「日本・農山漁村という環境で暮らす女性の可能性」と題した講演、女性農業経営者の実践的な事例発表及び農業女子プロジェクト※^２の紹介が行われました。

参加者のアンケート結果からは、「若い人が農業に向き合う姿に嬉しくなった」、「これから頑張ろうと前向きな気持ちを持てた」、「５０代から７０代でも学べるような企画をしてほしい」などの回答が寄せられました。

また、九州農政局管内の農業女子プロジェクトには、４９名（平成２７（２０１５）年３月現在）が加入しており、このうち佐賀県の市丸初美さん夫妻は平成２７年度（第５４回）農林水産祭において女性の能力発揮と安心して働き続けられる環

※^１ 平成２７年１２月に閣議決定。詳細は内閣府男女共同参画局ホームページ参照。

→http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/index.html

※^２ 平成２５（２０１３）年１１月に発足。詳細は農林水産省ホームページ参照。

→<http://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyoujoshi/>

境の整備が評価され、27年度新設された「女性の活躍」で内閣総理大臣賞を受賞されたところです。

【農業女子プロジェクトメンバー：「夢や憧れや誇りを持って“農業”という職業選択をしてほしい」 児玉農園 ^{こだま} 児玉 ^{あさみ} 亜沙美さん（宮崎市）】

○主な農産物：マンゴー

実家は露地野菜農家、遊び場はいつも畑で、もの心ついたときから農業が身近にある環境に育ちました。農業指導ができる技術を持って国内外で働きたいという夢を持って農業大学校に進学し、そこで出会ったマンゴー農家の主人との結婚を機に就農しました。児玉農園2代目として、最愛のインコ2羽と主人と4人、誰にも負けない「マンゴー愛」でマンゴーを育てています。



児玉 亜沙美さん

農業女子プロジェクトには、宮崎市主催の女性農業者向け講演会で出会った、プロジェクトメンバーの講師の薦めもあり、自ら応募し加入しました。

プロジェクトでは、化粧品や電話通信、殺虫剤製造やアンダーウェアなどのメーカーの商品開発企画に参加し、女性農業者の視点で様々なアイデアを提案しています。また、企画に参加するだけでなく、プロジェクトやがんばる農業女子について広く知って貰いたいと思い、地元の販売会などでPR活動をしてきました。



プロジェクトに参加してから、さらに自分を磨くため、ジュニア野菜ソムリエの資格を取得、野菜や果物の魅力を子ども達に伝えるための食育活動にも取り組み、消費者と生産者の架け橋となれるよう、野菜本来の美味しさや栄養価、調理方法を伝えながら販売やPR活動を行っています。

農業の楽しさや魅力を知って貰いたいと思って参加した農業女子プロジェクトですが、今後はもっとネットワークを広げて、農業女子の力で農業を盛り上げていきたいです。

そして、若い人が農業に対してもっと夢や憧れや誇りを持って「農業」という職業選択をして貰いたいと思うと同時に、「私の職業は“農業”です」と胸を張って言えるよう、常に上を目指して精進していきたいと思っています。

（６）農地の流動化と面的集積の推進

「人・農地プラン」の作成推進と併せて、平成26（2014）年度から新たに農地中間管理事業が開始され、２年が経過しました。平成27（2015）年度は、課題であった各県駐在員等を増員し、制度の周知が一定程度進みました。また、農地中間管理機構に対し、まとまった農地を貸し付けた地域や、農地を個別に貸し付けた者に対し協力金を交付する機構集積協力金のほか、各種条件整備のための事業の活用により、担い手への農地の集積・集約化が加速しています。

ア 農地の権利移動面積の推移

平成26（2014）年の耕作を目的とした農地の権利移動面積（自作地有償所有権移転面積と農地法による賃借権設定、基盤強化法※による利用権設定及び農地中間管理事業法権利設定の合計）は２万2,096haで、前年に比べ1,600ha減少しました（表３－７）。

このうち、基盤強化法による利用権設定は、１万9,708haと全体の約９割を占めています。

表３－７ 耕作目的の農地の権利移動面積の推移（九州）

単位：ha

	H22	23	24	25	26	前年からの増減 (26年－25年)
総 数	20,733	22,512	22,333	23,696	22,096	-1,600
うち農地法	1,777	1,859	1,817	1,770	1,518	-252
所有権移転 ①	1,307	1,210	1,256	1,310	1,215	-95
賃借権設定 ②	470	649	561	460	303	-157
うち基盤強化法	18,956	20,653	20,516	21,926	20,578	-1,348
所有権移転 ③	776	806	890	980	870	-110
利用権設定 ④	18,180	19,847	19,626	20,946	19,708	-1,238
（利用権等設定総数）②＋④	18,650	20,496	20,187	21,406	20,011	-1,395

資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」（平成21年まで）、「農地の権利移動・借賃等調査」（平成22年以降）

注１：所有権移転は、自作地有償所有権移転である。

注２：利用権設定は、基盤強化法による賃借権の設定、使用貸借による権利の設定及び農業経営の委託の合計である。

イ 農地中間管理事業の実施状況

農地中間管理事業は、各県に設置された農地中間管理機構（以下「機構」という。）が出し手から農地を借り受け、必要に応じて基盤整備等の条件整備を行い、担い手が面的にまとまりのある形で利用できるよう配慮して、担い手に対して貸し付ける事業です。

※ 「農業経営基盤強化促進法」（最終改正年月日：平成26年４月１日法律第102号）

九州の農地中間管理事業の実施状況は、平成27（2015）年度中の機構借受面積は1万2,775ha、機構転貸面積は1万2,737haとなっています。

また、前年度からの累計面積は、借受面積が1万4,209ha、転貸面積が1万4,164haとなっています（表3-8）。

表3-8 農地中間管理事業の実施状況（平成28年3月末）

単位：ha

単位：100万円

県 名	農地中間管理 機構の名称	27年度 借受公募の 実施回数	機構借受面積			機構転貸面積		
			26年度	27年度	累計 (ストック)	26年度	27年度	累計 (ストック)
福岡県	(公財)福岡県 農業振興推進機構	2回	49	2,264	2,312	49	2,264	2,312
			(357)	(2,275)	(2,632)	(357)	(2,275)	(2,632)
佐賀県	(公社)佐賀県 農業公社	3回	32	1,408	1,440	32	1,403	1,436
			(202)	(1,409)	(1,611)	(68)	(1,408)	(1,476)
長崎県	(公財)長崎県 農業振興公社	4回	547	1,438	1,982	547	1,421	1,960
			(565)	(1,448)	(2,013)	(555)	(1,429)	(1,984)
熊本県	(公財)熊本県 農業公社	毎月 (各月分をとり まとめ公表)	184	1,894	2,067	182	1,893	2,065
			(353)	(1,902)	(2,255)	(208)	(1,901)	(2,109)
大分県	(公社)大分県 農業農村振興公社	5回	123	1,106	1,229	123	1,098	1,221
			(136)	(1,122)	(1,258)	(132)	(1,114)	(1,246)
宮崎県	(公社)宮崎県 農業振興公社	毎月 (各月分をとり まとめ公表)	374	1,898	2,268	374	1,898	2,267
			(414)	(1,975)	(2,389)	(374)	(1,898)	(2,272)
鹿児島県	(公財)鹿児島県 地域振興公社	3回	153	2,768	2,910	148	2,761	2,903
			(153)	(2,768)	(2,921)	(148)	(2,767)	(2,915)
合 計		—	1,462	12,775	14,209	1,455	12,737	14,164
			(2,180)	(12,899)	(15,079)	(1,842)	(12,791)	(14,634)

資料：九州農政局調べ

注：機構借受面積及び機構転貸面積の欄の上段実数は、各年度末までに利用権設定等の始期が到来したもの。
下段（ ）内の数値は、各年度末までに利用権設定等の公告等が行われたもの。

（7）農地整備（水田）を契機とした担い手への農地利用集積

農林水産省では、平成5（1993）年度より「担い手育成基盤整備事業※」を創設し、農地の利用集積、担い手の育成を図ることを目的とした、水田の整備を進めています。

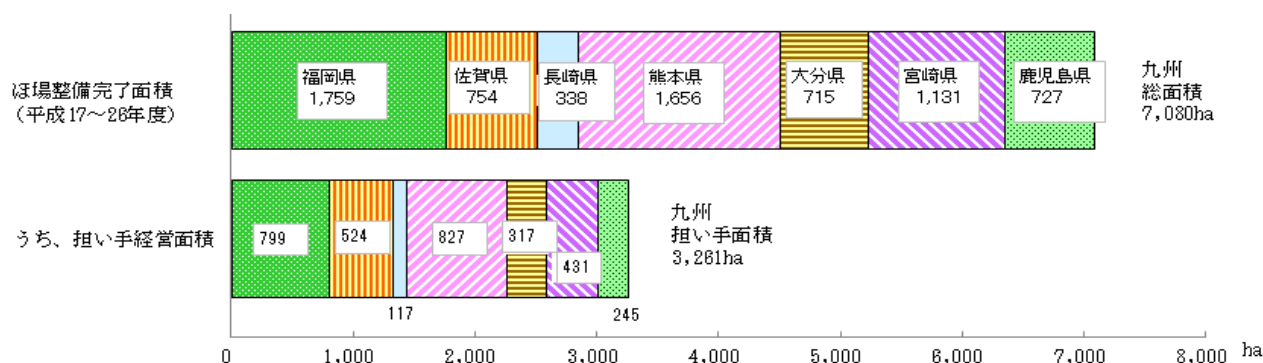
九州では平成17（2005）～26（2014）年度の10年間で約7,000haの水田の整備が完了し、うち担い手経営面積は約3,200haとなっています（図3-3）。

水田の整備を実施した地区における担い手への農地利用集積率を各県ごとにみると、最も大きく増加した福岡県では12%から45%と33ポイントの増加、増加が少なかった熊本県でも29%から50%と21ポイントの増加であり、九州全体では19%から46%と27ポイント増加となっています。

※ 平成24（2012）年度からは、農業競争力強化基盤整備事業（経営体育成型）。一部、平成22（2010）年度からは、農山漁村地域整備交付金でも実施。

このように、水田の整備を契機に担い手への農地利用集積が図られています（図3-4）。

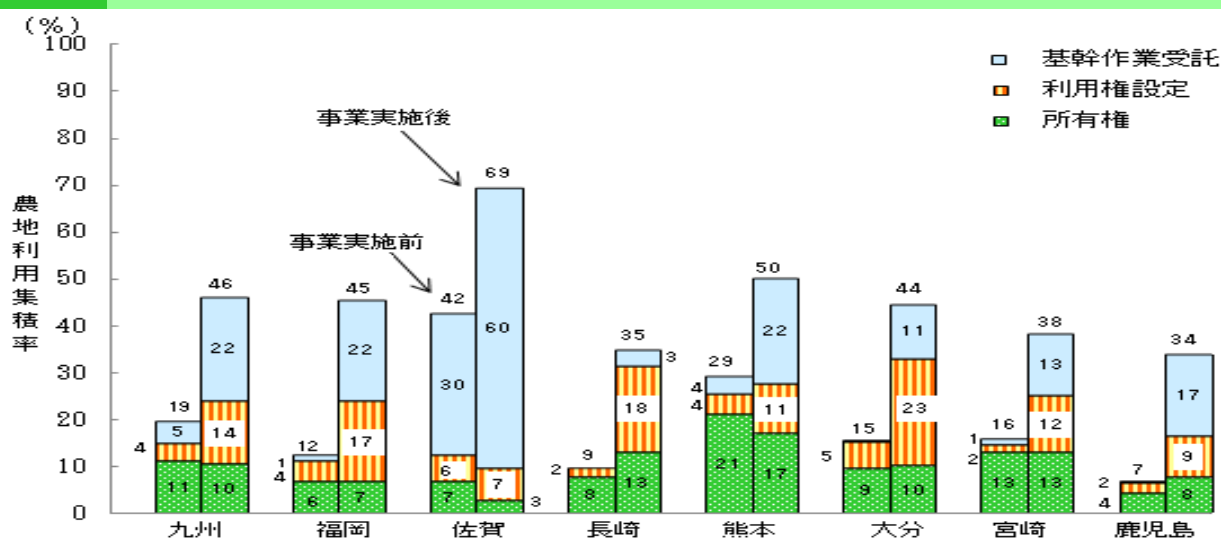
図3-3 最近年の各県ごとのほ場整備完了面積と担い手の経営面積（過去10か年合計）



資料：九州農政局農村振興部農地整備課調べ

注：調査対象地区は、平成17～26年度にほ場整備を完了した地区。
数値は四捨五入の関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

図3-4 ほ場整備を契機とした担い手への農地の利用集積



資料：九州農政局農村振興部農地整備課調べ

注1：調査対象地区は、平成17～26年度にほ場整備を完了した地区。

2：ほ場整備実施前の農地利用集積率

＝ほ場整備実施前年度の農地利用集積面積の合計÷ほ場整備実施前年度の受益面積の合計

3：ほ場整備完了時の農地利用集積率

＝ほ場整備完了年度の農地利用集積面積の合計÷ほ場整備完了年度の受益面積の合計

4：数値は四捨五入の関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

2 経営所得安定対策等の取組

米、麦、大豆等の土地利用型農業の経営安定を図ることを目的とした経営所得安定対策と、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ることを目的とした水田活用の直接支払交付金の2つの対策が実施されています。

経営所得安定対策のうち、畑作物の直接支払交付金及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策については、平成27（2015）年産から、認定農業者と集落営農に認定新規就農者を加え、いずれも規模要件を課さないこととなり、担い手が幅広く参加できるようになりました。

（1）経営形態別加入申請状況

平成27（2015）年度における加入申請件数は、九州管内で16万5,259件となり、前年度と比べて2,616件減少しています。これは、担い手への農地集積が進んだことや高齢化による離農が進んでいること等が考えられます。経営形態別の加入申請状況は、個人、集落営農が減少し、法人は、集落営農から移行した組織があること等から193件増加しました（表3-9）。

表3-9 経営形態別加入申請状況

単位：件、戸

		申 件 数	経営形態別申請件数			
			個人	法人	集落営農	(構成戸数)
平成27年度	全国	977,998	960,219	10,582	7,197	206,060
	九州	165,259	162,357	1,502	1,400	48,395
	(対全国比)	16.9%	16.9%	14.2%	19.5%	23.5%
平成26年度	全国	1,005,541	988,678	9,752	7,111	214,669
	九州	167,875	165,155	1,309	1,411	50,910
	(対全国比)	16.7%	16.7%	13.4%	19.8%	23.7%
増減	全国	-27,543	-28,459	830	86	-8,609
	九州	-2,616	-2,798	193	-11	-2,515

資料：農林水産省「平成27年度の経営所得安定対策等の加入申請状況について」（平成27年10月2日公表）、「平成26年度の経営所得安定対策の支払実績について」（平成26年6月26日公表）

注：平成26年度の数値は、支払実績。

（2）交付金別加入申請状況

表3-10 交付金別加入申請状況

単位：件

		申 件 数	交付金別申請状況			
			畑作物の直接 支払交付金 (ゲタ対策)	米・畑作物の 収入減少影響緩和 対策 (ナラシ対策)	水田活用の直 接支払交付金	米の直接支払 交付金
平成27年度	全国	977,998	46,213	112,089	522,286	841,243
	九州	165,259	4,971	12,974	100,587	128,119
	(対全国比)	16.9%	10.8%	11.6%	19.3%	15.2%
平成26年度	全国	1,005,541	69,099	69,741	496,286	877,996
	九州	167,875	7,359	5,815	96,688	133,070
	(対全国比)	16.7%	10.6%	8.3%	19.5%	15.2%
増減	全国	-27,543	-22,886	42,348	26,000	-36,753
	九州	-2,616	-2,388	7,159	3,899	-4,951

資料：表3-9と同じ。

ア 経営所得安定対策のうち、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差により不利がある麦・大豆等について、標準的な生産費と標準的な販売価格との差に相当する額を交付する「畑作物の直接支払交付金」（ゲタ対策）の加入申請件数については、前年度に比べて2,388件減少し4,971件となりました。これは、平成27（2015）年産から交付対象者が認定農業者、集落営農、認定新規農業者となったため、認定農業者ではない小規模農家が集落営農へ参加したこと等が考えられます。

イ 経営所得安定対策のうち、米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

米価が下落した際などに収入を補填する保険的な制度である「米・畑作物の収入減少影響緩和対策」（ナラシ対策）の加入申請件数については、前年度に比べて7,159件増加し1万2,974件となりました。これは、平成26（2014）年産の米価が大きく下落したことから、補てん総額が制度発足以来、最大となりナラシ対策の必要性が農業者へ認知されたこと等が考えられます。

ウ 水田活用の直接支払交付金

水田で戦略作物を生産する農業者に対し交付金を交付する「水田活用の直接支払交付金」の加入申請件数については、主食用米からの転換等により、前年度に比べて3,899件増加し10万587件となりました。

エ その他の交付金

米の直接支払交付金の加入申請件数については、前年度に比べて4,951件減少し12万8,119件となりました（表3-10）。

（3）対象作物別の作付計画面積

表3-11 主食用米及び戦略作物の作付計画面積

		単位:ha							
		主食用米 (10a控除前)	戦略作物						
			麦	大豆	飼料作物 (除WCS用稲)	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	加工用米
平成 27 年度	全国	1,050,852	170,455	113,552	105,974	38,226	4,245	79,766	46,616
	九州	126,260	53,906	20,689	38,241	21,257	289	5,932	3,672
	(対全国比)	12.0%	31.6%	18.2%	36.1%	55.6%	6.8%	7.4%	7.9%
平成 26 年度	全国	1,089,278	167,451	105,690	101,736	30,669	3,372	33,885	48,051
	九州	128,987	53,349	20,256	35,513	17,500	360	3,953	3,563
	(対全国比)	11.8%	31.9%	19.2%	34.9%	57.1%	10.7%	11.7%	7.4%
増減	全国	-38,425	3,004	7,862	4,238	7,557	873	45,881	-1,435
	九州	-2,727	557	434	2,728	3,757	-71	1,979	109

資料：表3-9と同じ。

ア 主食用米

米の直接支払交付金の対象となる主食用米の作付計画面積は、前年度に比べて2,727ha減少し12万6,260haとなりました。

イ 食料自給率を向上させる戦略作物への転換

水田における戦略作物の作付計画面積は、麦は557ha、大豆は434ha、飼料作物は2,728ha、WCS※用稲（稲発酵粗飼料用稲）は3,757ha、飼料用米は1,979ha、加工用米は109haそれぞれ増加しましたが、米粉用米は71ha減少しました（表3-11）。

※ ホールクロップサイレージの略。稲やとうもろこし等の子実及び葉茎を一緒に収穫、発酵させた粗飼料。

3 農業農村整備等の展開

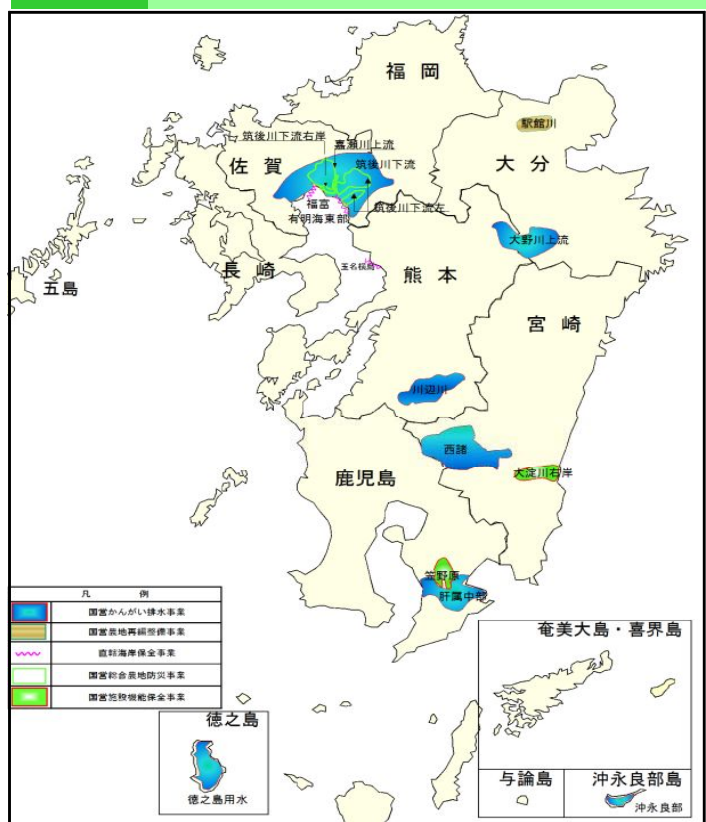
農業農村整備は、競争力強化のための農地の大区画化・汎用化、畑地かんがい施設等の整備、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化、洪水被害防止等の対策を推進する事業です。

九州農政局では、北部九州の水田地域を中心に農業用水の安定供給等のための水路整備や老朽化したクリークの保全、南九州・奄美地方を中心に生産性が高く安定した農業経営のための畑地かんがい施設の整備、有明海に面した海岸での海岸堤防の補強、また、全域において「ストックマネジメント※¹」の手法を活用した老朽化施設の更新等を進めています。

（１）国営事業の実施状況※²

九州管内では、基幹的な水利施設を整備する国営かんがい排水事業（７地区）や農地の大区画化及び農作業の効率化・低コスト化を図る国営農地再編整備事業（１地区）、施設の機能を長期にわたり保全する国営施設機能保全事業（２地区）、農地・農業用施設に対する災害を未然に防止するための国営総合農地防災事業（３地区）、老朽化した海岸保全施設の整備を行い、背後農地と住民の安全を守る直轄海岸保全施設整備事業（３地区）を、関連（県営）事業等と連携しながら実施しています（図３－５）。

図３－５ 国営土地改良事業等実施地区位置図



資料：九州農政局作成

（２）農業水利施設等の適切な更新・保全管理

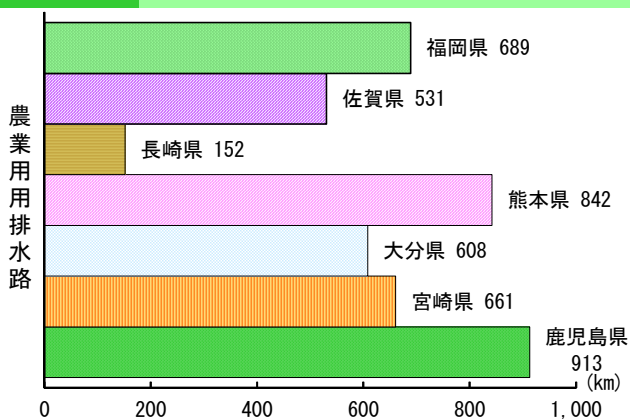
九州の農業用水を供給する基幹的な農業水利施設は、ダム、頭首工、用排水機場等（点的な施設）の施設数は約１千か所で、全国の15%を占め、農業用排水路（線的な施設）の延長は約4,400kmで全国の約10%を占めています（図３－６）。

※¹ 定期的な機能診断等に基づく機能保全対策等を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法の総称。

※² 巻末資料 P 184 参照。

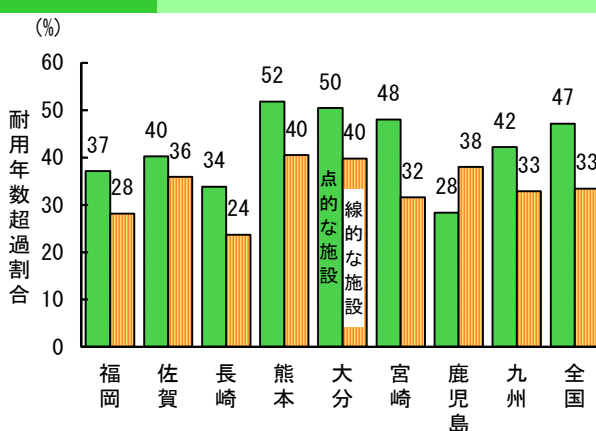
これらの施設は老朽化が進んでおり、耐用年数の超過割合は熊本県、大分県で全国平均を上回っています。今後、着実かつ計画的なストックマネジメントの推進による施設の更新・保全管理を進めていきます（図3-7）。

図3-6 農業水利施設ストック量（平成25年）



資料：農林水産省「農業基盤情報基礎調査」

図3-7 耐用年数割合（平成25年）



資料：図3-6と同じ

（3）水田の整備状況

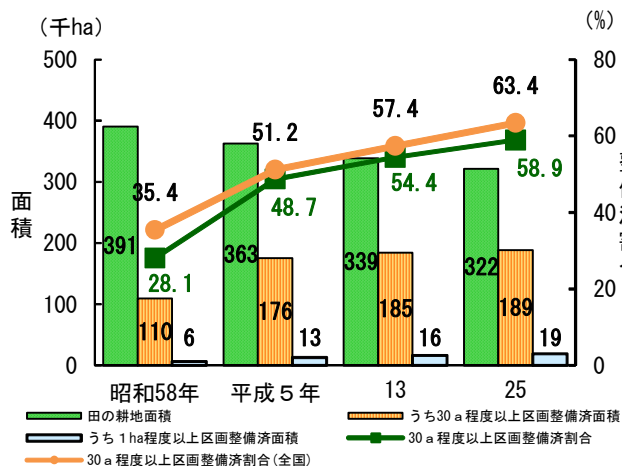
水田では、区画の整理統合により農業生産性が向上し、また、排水路や暗渠排水の整備により畑作物の栽培にも利用できる汎用性の高い農地への転換が可能となります。

九州地域における水田の区画整備済（30a程度以上）割合は、平成25（2013）年度時点で58.9%となっており、全国平均と比べ4.5ポイント低いものの着実に向上しています。

また、一部では1ha以上の大区画化も行われています（図3-8）。

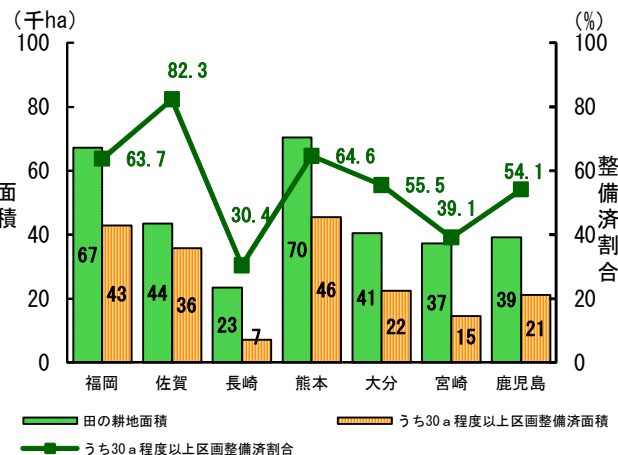
県別にみると、整備済割合が高いのは、佐賀県の82.3%、熊本県の64.6%、福岡県の63.7%となっています（図3-9）。

図3-8 水田整備済割合の推移（九州）



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」「農業基盤情報基礎調査」

図3-9 県別水田整備済割合（平成25年）



資料：図3-8と同じ

また、水田の整備割合が高い佐賀県、福岡県は田の汎用化に伴い平成26（2014）年の耕地利用率は、それぞれ全国1位（143.0%）、2位（120.7%）となっており、野菜の生産も盛んで、小麦・大豆の産出額は上位を占めています（表3-12）。

表3-12 県別の小麦・大豆の産出額（平成26年）

○小麦の産出額			○大豆の産出額		
県名	小麦		県名	大豆	
	産出額(億円)	構成比		産出額(億円)	構成比
全国	275	100.0	全国	392	100.0
福岡県	全国2位 26	9.5	福岡県	全国3位 30	7.7
佐賀県	3位 9	3.3	佐賀県	4位 27	6.9
長崎県	1	0.4	長崎県	1	0.3
熊本県	8位 6	2.2	熊本県	7	1.8
大分県	2	0.7	大分県	4	1.0
宮崎県	0	0.0	宮崎県	0	0.0
鹿児島県	0	0.0	鹿児島県	0	0.0

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

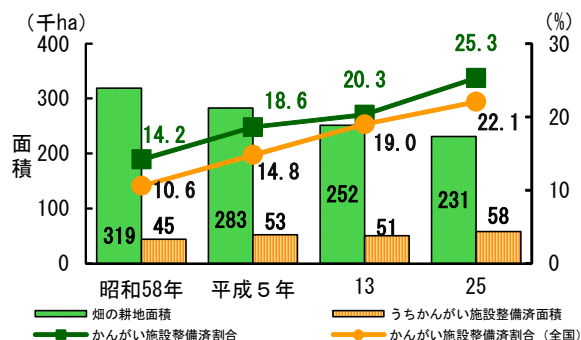
（4）畑の整備状況

畑では、かん水施設や農道整備等により、作物の品質向上や新規作物の導入による経営転換、機械の導入による農業生産性の向上が可能になります。

九州地域における畑の整備状況をみると、平成25（2013）年度時点のかんがい施設整備割合は25.3%で、全国平均より3.2ポイント高くなっています（図3-10）。

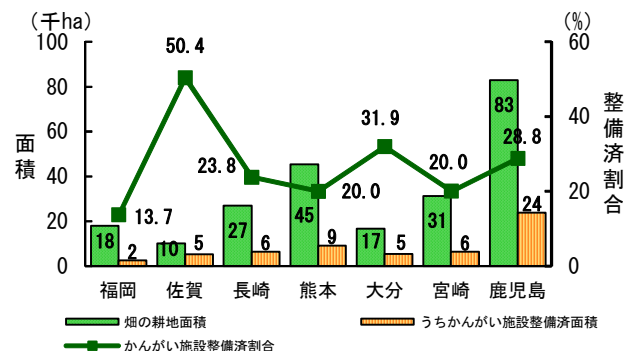
県別にみると特に佐賀県、大分県、鹿児島県が高くなっています（図3-11）。

図3-10 畑の整備済割合の推移（畑地かんがい）



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」「農業基盤情報基礎調査」

図3-11 県別畑地かんがい（平成25年）（面積・整備済割合）



資料：図3-10と同じ

これまで事業が完了した鹿児島県の地区では、収益性の低いかんしょ・なたね等の作付体系から、高収益な茶・野菜等に転換すること等により、農業所得が大きく向上しています（表3-13）。

現在、畑地かんがい施設を整備している地域においても、整備の進捗により生産性の向上や高収益品目への転換が図られ、農業産出額の増加が期待されます。

表3-13 鹿児島県の国営事業完了地区の所得

	畑かん整備率 (%)	1戸当たり生産農業所得 (千円)	10a当たり生産農業所得 (千円)
鹿児島県	38.7	1,452	103
国営事業完了南薩地区	87.0	3,784	201
国営事業完了笠野原地区	64.4	2,477	130

資料：鹿児島県「農業農村整備事業における市町村別整備水準調査結果」（平成17年）

農林水産省「平成17年生産農業所得統計」

注：南薩地区及び笠野原地区は、それぞれの受益市町の平均値。

動向編

第3章

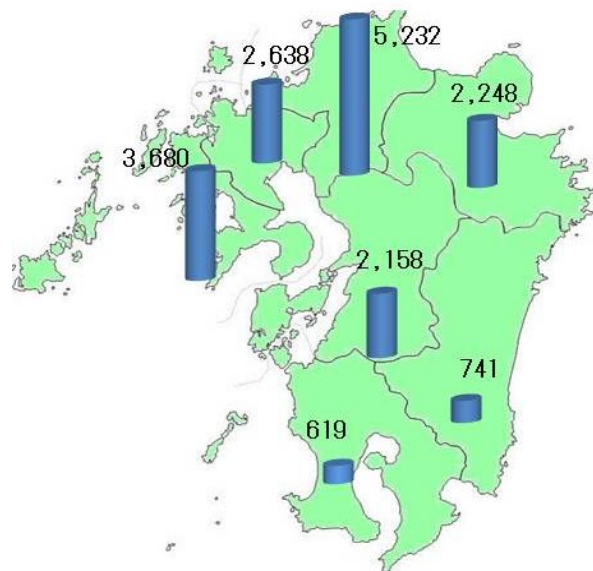
第3章

第3章

第3章

第3章

第3章



第3章



補強したため池

- ## 第3章

4 農業所得増大に向けた取組

(1) 農山漁村の6次産業化の取組

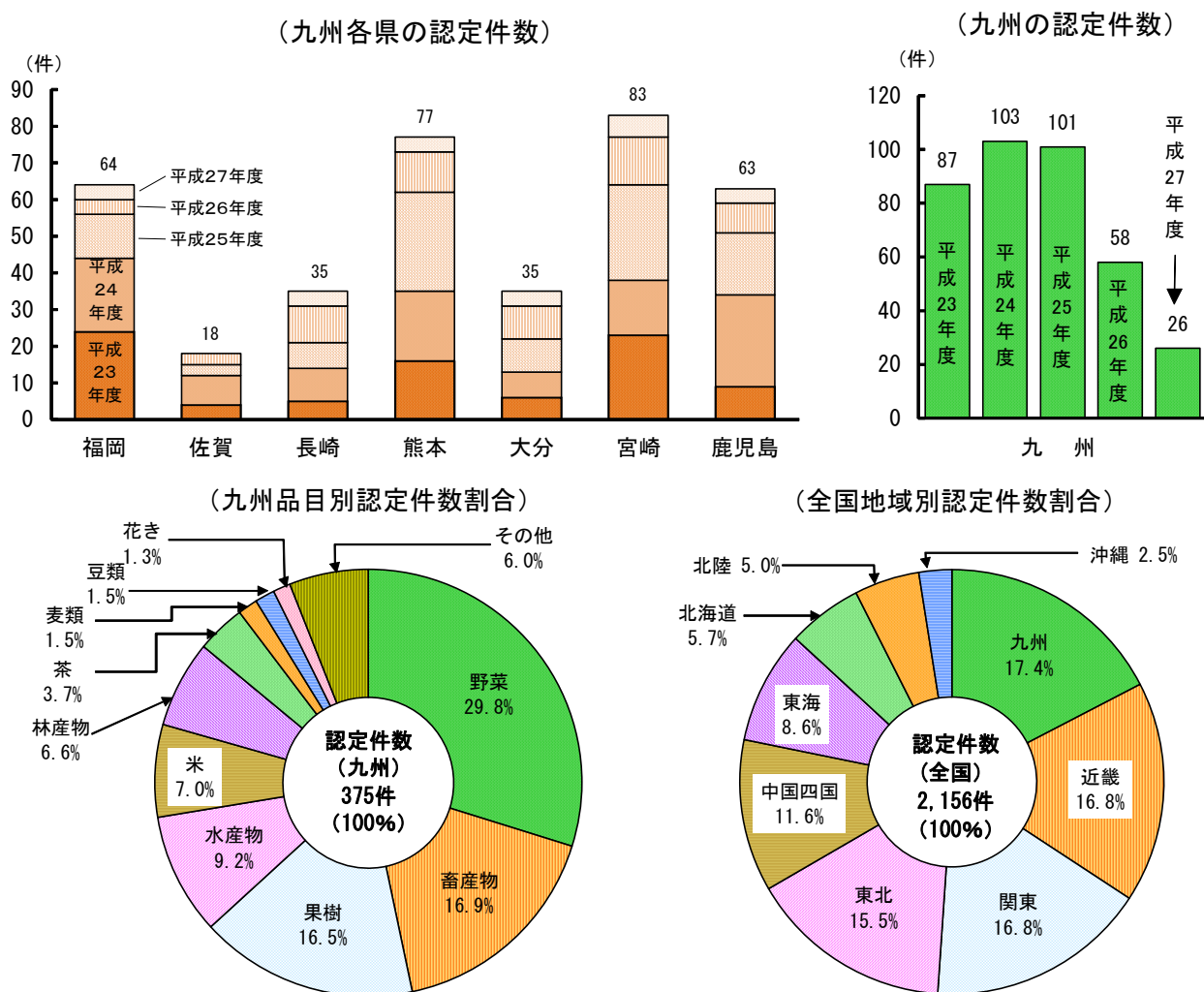
農林水産省では、所得の向上と農山漁村の雇用の確保を図り、農山漁村の活性化を図る「6次産業化」を推進しています。

(総合化事業計画※の認定状況)

平成23（2011）年度の認定開始以降、「六次産業化・地産地消法」に基づく6次産業化の計画である総合化事業計画の認定件数は順調に増加しており、平成27（2015）年度までの累積認定数は375件となっています。この認定数を県別でみると、宮崎県が83件で最も多く、次いで熊本県77件、福岡県64件の順となっています。（図3-13）。

対象農林水産物は、野菜が最も多く29.8%、次いで畜産物16.9%、果樹16.5%となっています。

図3-13 総合化事業計画の認定状況の推移（平成28年3月31日）



資料：農林水産省

注：四捨五入により合計が100%にならない場合がある。

※ 「総合化事業計画」とは、農林漁業経営の改善を図るため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組に関する計画をいう。法に基づく計画の認定を受けると、有利な融資や各種助成を受けることができる。

（全国キャラバン！食の発掘商談会 in 鹿児島 の開催）

九州・沖縄並びに中国・四国で6次産業化等に取り組む事業者が、地域の農林水産物を用いて開発した、魅力ある商品の販路拡大を図るため、平成27（2015）年10月20～21日、鹿児島市で(株)JTB西日本主催による「食の発掘商談会 in 鹿児島」が開催されました。



食の発掘商談会 in 鹿児島の様子



6次産業化相談窓口

出展事業者53社のうち
総合化事業計画認定事

業者22社が様々な新商品を携え、全国の食品バイヤーに自慢の商品を売り込みました。九州農政局も会場内に6次産業化相談窓口を設け、出展事業者の相談に対応しました。

（農林漁業成長産業化ファンドによる事業拡大）

6次産業化の市場規模を大幅に拡大するためには、加工や流通のほか、観光や輸出等の他分野と連携することにより、資源やノウハウをフルに発揮した、より大きな取組の推進が重要

です。そのための主要な施策ツールが平成25（2013）年2月に開業した(株)農林漁業成長産業化支援機構※1

(A-FIVE)を中心とした農林漁業成長産業化ファンドです。本ファンドにおいては、これまで出資案件組成の取組を進めており、平成28

(2016)年3月末で全国に88件、九州では19件の出資が決定しており、金融機関等で形成するサブファンド※2

を通じた間接出資やA-FIVEからの直接出資が行われています（表3-14）。

表3-14 九州におけるA-FIVEを活用した事業者

事業者名	住所	サブファンド出資額	支援決定
西日本水産(株)	福岡県福岡市	60 百万円	平成25年10月
(株)熊本玄米研究所	熊本県大津町	130 百万円	平成26年 3月
いずも食品加工(株)	福岡県糸島市	35 百万円	平成26年 4月
(株)ガゴシマパンズ	鹿児島県霧島市	30 百万円	平成26年 4月
西日本フレッシュフーズ(株)	熊本県熊本市	150 百万円	平成26年 5月
(株)マース	熊本県益城町	99.5 百万円	平成26年 7月
(株)さつま福永牧場	鹿児島県さつま町	10 百万円	平成27年 1月
(株)岡崎牧場	宮崎県宮崎市	46.7 百万円	平成27年 1月
(株)ヴァンペールフーズ	福岡県福岡市	20 百万円	平成27年 2月
創成(株)	熊本県御船町	50 百万円	平成27年 2月
(株)タケノフードサービス	福岡県福岡市	70 百万円	平成27年 3月
(株)ファームクリエイト	熊本県菊陽町	42 百万円	平成27年 3月
(株)シイカトウ	宮崎県小林市	39 百万円	平成27年 4月
(株)グローバルワークス・サイトウ	熊本県大津町	40 百万円	平成27年 6月
(株)J F A	鹿児島県長島町	35 百万円	平成27年10月
西日本タネセンター(株)	福岡県福岡市	80 百万円	平成27年11月
(株)五島ライブカンパニー	長崎県五島市	96 百万円	平成27年11月
(株)ピースマイルプロジェクト	鹿児島県鹿児島市	※1,251 百万円	平成27年12月
(株)プログレア	熊本県阿蘇市	125 百万円	平成28年 1月

※サブファンド出資額125百万円、A-FIVE直接出資額1,126百万円。

資料：農林水産省

※1 農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し、農林漁業成長産業化ファンドを通じて出融資や経営支援を行う。

※2 ファンド法及び農林水産大臣が定める支援基準に基づいて総合化事業計画認定事業者を対象とした出資等の業務を行う。

（九州農業成長産業化連携協議会）

九州農業成長産業化連携協議会は、九州の農業の成長産業化に向けて、九州の農業界と九州内外の経済界との連携を促進することを目的として、平成24（2012）年3月に設立され、経営連携促進、人材育成・広報・調査の各事業を取り進めています。また、専門的なテーマごとに設けた専門部会（輸出部会、外食部会、IT部会、流通部会）により、各分野の専門的な課題解決に向けた活動を行っています。

九州農政局は、（一般社団法人）九州経済連合会、（一般財団法人）九州地域産業活性化センター、九州経済産業局と共同事務局を構成し、協議会運営の一端を担っています。

（新商品の開発・販路拡大等の取組）

国産農林水産物を活用した新商品等の販路拡大等により地域経済の活性化を図るため、平成27（2015）年11月18～19日に「九州食の展示商談会2015inくまもと」（熊本市等主催）が開催されました。九州農政局では、本商談会において、熊本6次産業化サポートセンターや九州農業成長産業化連携協議会と連携し、6次産業化の推進を目的に、セミナーや流通業者との相談の場を提供しました。

（農商工等連携の推進）

平成27（2015）年度における、「農商工等連携促進法[※]」に基づく中小企業者と農林漁業者が共同で新商品の開発等に取り組む事業計画（農商工等連携事業計画）は、九州で2件（累計73件）が認定されています（表3-15）。

表3-15 県別農商工等連携事業計画認定状況（平成28年2月2日現在）

単位:件

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	九州計	全国計
平成20年度	2	1	1	4	2	1	8	19	177
21年度	3	3	2	5	2	2	3	20	184
22年度	4	-	-	2	-	1	-	7	64
23年度	3	-	-	1	2	-	-	6	57
24年度	-	-	1	1	-	-	-	2	59
25年度	5	-	-	4	1	-	1	11	67
26年度	3	-	-	1	1	-	1	6	46
27年度	-	-	-	-	1	1	-	2	33
計	20	4	4	18	9	5	13	73	687

資料：経済産業省及び農林水産省

※ 「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」

（２）農林水産物・食品の輸出拡大の取組

農林水産省は、平成32（2020）年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円とする目標を設定し推進しています。そうした中、平成27（2015）年の輸出額は7,451億円となり、中間年（平成28（2016）年）の目標額7千億円を前倒しで達成しており、目標額である1兆円の達成の前倒しを目指しているところです。特に九州は、アジアへのゲートウェイとも言われる立地条件と、バラエティ豊かな農林水産物の生産地であることから、農業者のみならず経済界も含め、輸出拡大の取組への期待が高まっています。国ではさらなる輸出拡大を目指して、関係省庁の閣僚と有識者による「輸出力強化ワーキンググループ」を立ち上げ、議論を行いました※。

（九州農林水産物等輸出促進ネットワークの活動）

九州農政局では、県域を越えた事業者間の連携による輸出促進を図るために、九州農林水産物等輸出促進ネットワークを設置し、関係機関の情報交換を進めており、その一環として、平成27（2015）年7月に「輸出戦略実行委員会九州ブロック意見交換会」、10月に「九州農林水産物等輸出促進ネットワーク総会」を開催しました。



九州ブロック意見交換会



九州農林水産物等輸出促進ネットワーク総会輸出促進セミナー

さらに、平成28（2016）年3月に「農林水産物・食品輸出促進セミナー」を開催し、輸出団体や地域における取組事例の紹介、関係者との意見交換を行いました。

（九州農業成長産業化連携協議会の活動）

九州産の農林水産物・食品の輸出をオール九州で取り組み、その拡大を目指すことを目的に、平成24（2012）年6月、九州農業成長産業化連携協議会に輸出部会が設置されました。

同部会では輸出振興方針等が検討されるとともに、具体的な活動として、日本貿易振興機構（ジェトロ）が開催した平成25（2013）年度の香港、平成26

※ ワーキンググループでの議論の結果、政府は平成28年5月「農林水産物の輸出力強化戦略」を取りまとめた。

(2014) 年度のシンガポール、平成27 (2015) 年度のタイの商談会に参加しました^{※1}。

本商談会は、「九州」としてまとまって農水産物・食品の販路開拓を行うものであり、九州から19団体が出品、タイからバイヤー等232名が参加して、活発な商談が行われました。

(農政局における輸出証明書の発行)

平成23 (2011) 年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、諸外国・地域は、日本産の農林水産物及び食品等について輸入規制措置を講じており、我が国に対し、産地や放射性物質に関する検査結果等に関する証明書を求めています。

輸出証明書の発行^{※2}については、農政局等の窓口での申請書受付に加え、平成27 (2015) 年2月からはインターネットによる申請も可能となり、さらに、平成28 (2016) 年3月からは、水産庁における水産物輸出証明書の発行がシステム化されたことに伴い、農政局等の窓口でも発行が可能となるなど、申請者の負担軽減を図っています。

(3) 地理的表示を活用した地域ブランドの振興

平成25 (2013) 年6月に閣議決定 (平成27 (2015) 年6月改訂) された「日本再興戦略」では、農林水産業の成長産業化を重要な柱として、「世界を惹きつける地域資源ブランドを成長の糧とする誇り高い地域社会」の実現を目指すこととしています。

農林水産省では、こうした成長戦略を推進するための施策の一環として、平成27 (2015) 年6月に「特定農林水産物の名称の保護に関する法律」(通称：地理的表示法、GI法) の運用を開始しました。

(地理的表示保護制度の導入)

我が国には、地域ならではの気候や風土、長年育まれた特別な生産方法によって、高い品質や評価を得ている「地域ブランド産品」が全国各地に数多く存在しています。

「地理的表示保護制度」は、これまでも地域活性化に重要な役割を担ってきたこの産品の名称を「地理的表示」として登録し、地域共有の財産として保護することを目的としています。

※1 トピックス編P13「2 日本産農水産物・食品輸出商談会inバンコク」を参照。

※2 農林水産省ホームページ「食品等の輸出証明書の申請窓口」

→http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/

本制度では、品質や生産地、生産方法の基準を明確に定めた上で国へ登録し、国は、その基準を満たした産品のみその名称と地理的表示であることを示す標章（GIマーク）の使用を認めることとなります（図3-14）。

図3-14 登録標章（GIマーク）

OGIマークは、登録された産品の地理的表示と併せて付すものであり、産品の確立した特性と地域との結び付きが見られる真正な地理的表示産品であることを証するもの。



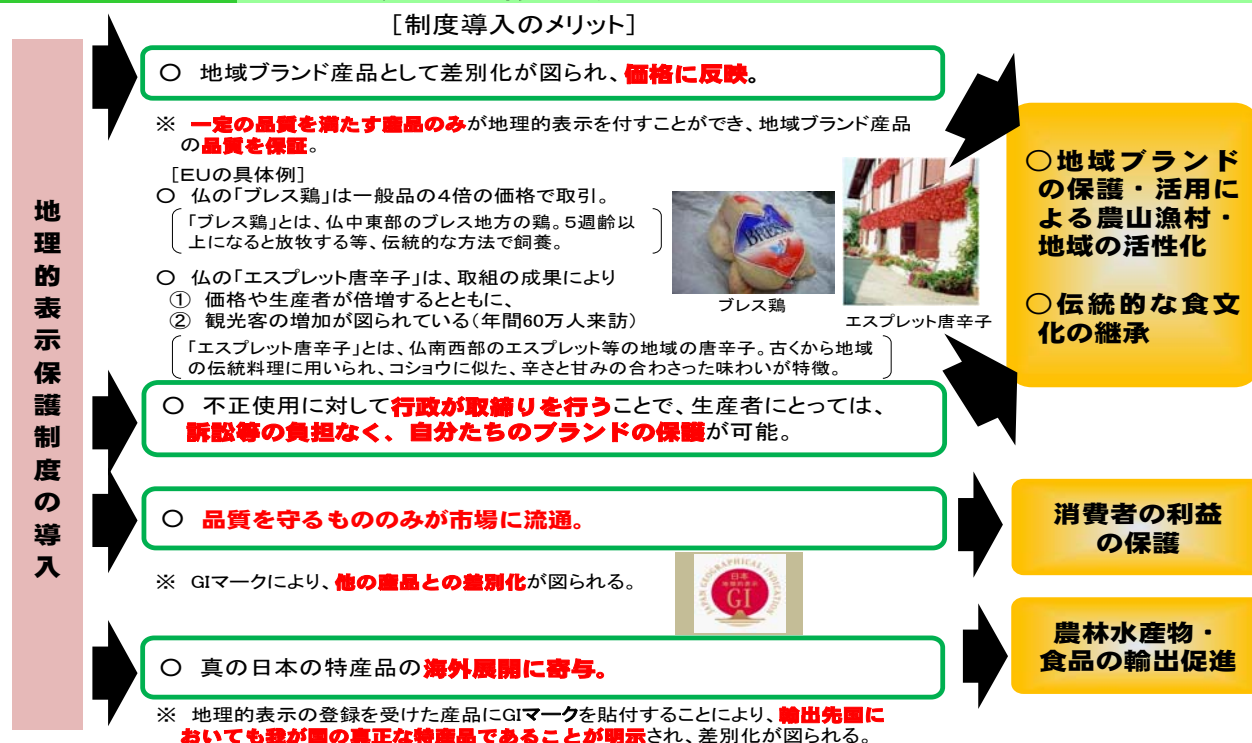
GIマークが日本の地理的表示保護制度のものであることをわかりやすくするため、大きな日輪を背負った富士山と水面をモチーフに、日本国旗の日輪の色である赤や伝統・格式を感じる金色を使用し、日本らしさを表現しています。

生産者にとっては地域ブランド産品の適切な評価・財産的価値の維持向上が図られ、利益の保護につながるとともに、消費者にとっても真正

資料：農林水産省ホームページ「地理的表示法について」

で高付加価値な産品の品質が産品の選択に寄与するなどのメリットがあります。また、真正な日本の特産品として農林水産物・食品の輸出促進に寄与することが期待されています（図3-15）。

図3-15 地理的表示保護制度の目指すもの



資料：農林水産省ホームページ「地理的表示法について」

（地理的表示の登録）

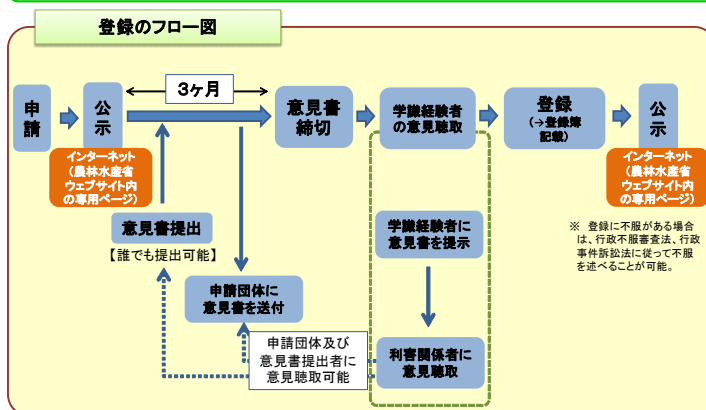
平成27（2015）年6月1日に申請受付を開始した地理的表示保護制度では、3か月にわたる「第三者の意見書提出」期間の後、「学識経験者の意見聴取」

を経て、平成27（2015）年12月22日に、九州の「八女伝統本玉露」^{やめ ほんぎよくろ}「鹿児島^{つばつく}の壺造り黒酢^{くろす}」を含めた7製品について国内初の登録が行われました。

その後も順次登録が進み、平成28（2016）年2月22日には「くまもと県産い草^{ぐさ}」「くまもと県産い草畳表^{ぐさ たたみおもて}」が登録され、平成28（2016）年3月31日現在、九州の4製品を含めて全国で12製品が登録されています。

図3-16 地理的表示の審査手続

- ① 申請の受付後、3ヶ月間にわたる第三者からの意見書提出の期間を設ける。
- ② 意見書提出期間が終了した後、学識経験者の意見聴取を経て、農林水産大臣による登録審査が行われる。



資料：農林水産省ホームページ「地理的表示法について」

図3-17 登録商品（平成28年2月2日時点）

登録番号第5号 八女伝統本玉露（八女伝統本玉露推進協議会）
生産地：福岡県内

特性
茶葉収穫前に稲わら等の天然資材で被覆することにより「覆い香」といわれる香気成分の含有量が高い茶葉が生産される。味は濃厚で非常にうま味が強く、「まろやか」で「こく」がある。

登録番号第7号 鹿児島^{つばつく}の壺造り黒酢（鹿児島県天然つばつくり米酢協議会）
生産地：鹿児島県霧島市福山町及び隼人町

特性
屋外に並べた壺を使って仕込み発酵するという独特な製法による米黒酢。発酵に6か月以上、熟成に6か月以上の長期熟成から生まれる特有の香りとまろやかな酸味。

登録番号第8号 くまもと県産い草（団体：八代地域農業協同組合、熊本宇城農業協同組合、球磨地域農業協同組合）
生産地：熊本県八代市、八代郡水川町、宇城市、球磨郡あさぎり町

特性
茎長が長く畳表の製織に適した熊本県優良指定品種（ひのみどり、夕星、ひのはるか）を用い、伝統的な「泥染め」製法により光沢や色調を整えた良質ない草。

登録番号第9号 くまもと県産い草、登録番号第9号 くまもと県産い草畳表（団体：八代地域農業協同組合、熊本宇城農業協同組合、球磨地域農業協同組合）
生産地：熊本県八代市、八代郡水川町、宇城市、球磨郡あさぎり町

特性
栽培から加工・製織までの行程を一貫して行い、泥染めされたい草を使用し、揃いの長さで製織することにより、色合いや品種特性が統一された高品質な畳表。

資料：農林水産省ホームページ「地理的表示法について」を基に九州農政局で作成

豊かな自然に恵まれた九州では、多彩な農林水産物が生産され、これらを活用した魅力ある製品が数多く存在しています。九州農政局では、これらの製品について登録を促進するために、地理的表示保護制度の普及啓発や登録に向けた指導に取り組んでいます（図3-16、図3-17）。

5 九州における農産物の生産振興・消費拡大

(1) 米

ア 平成27(2015)年産米の需給調整の取組結果

平成27(2015)年産米について、全国では、生産数量目標の面積換算値141万9千haに対し、1万3千haの超過達成となりました。九州では、全県において、生産数量目標の面積換算値の範囲内での作付けとなりました(表3-16)。

表3-16 平成27年産米の需給調整取組状況

	米の生産数量目標		主食用米		過剰生産量 ③-①(t)	過剰作付面積 ④-②(ha)
	①(t)	面積換算値 ②(ha)	実生産量 ③(t)	実作付面積 ④(ha)		
福岡県	182,470	36,600	172,300	35,900	-10,170	-700
佐賀県	138,420	26,500	128,300	25,000	-10,120	-1,500
長崎県	62,850	13,200	59,900	12,500	-2,950	-700
熊本県	189,310	36,800	171,500	34,300	-17,810	-2,500
大分県	117,690	23,400	103,700	21,700	-13,990	-1,700
宮崎県	93,600	18,800	74,700	16,100	-18,900	-2,700
鹿児島県	111,070	23,000	95,700	20,900	-15,370	-2,100
全 国	7,510,000	1,419,000	7,442,000	1,406,000	-68,000	-13,000

資料：農林水産省「平成27年産の都道府県別の需給調整の取組状況(平成27(2015)年10月15日現在)」

イ 新規需要米の取組

平成27(2015)年産新規需要米の取組計画の認定面積は、全国で12万5,454ha(5万4,381ha増加)、九州で2万7,641ha(5,399ha増加)となりました。

九州では、WCS用稲(稲発酵粗飼料用稲)の取組が最も多く、全体の76.9%を占めています。また、近年、減少傾向にあった飼料用米も、水田活用の直接支払交付金の数量払いにより、昨年に引き続き増加(1,977ha)となりました(表3-17)。

表3-17 平成27年産新規需要米の取組計画認定面積

用 途	全 国			九 州		
	27年産	26年産	対前年増減面積	27年産	26年産	対前年増減面積
飼料用	79,766	33,881	45,885	5,932	3,955	1,977
米粉用	4,245	3,401	844	289	363	-74
WCS用稲	38,226	30,929	7,297	21,257	17,690	3,567
その他	3,217	2,862	355	163	234	-71
合 計	125,454	71,073	54,381	27,641	22,242	5,399

資料：農林水産省「平成27・26年産新規需要米の取組計画認定状況」

注：その他は、青刈り稲、わら専用稲、輸出用、バイオエタノール用、主食用以外の用途の種子等。

ウ 米の消費拡大に向けた取組

（めざましごはんキャンペーン）

平成26（2014）年度のお米の年間一人当たり消費量は、55.2kgとなっており、ピークであった昭和37（1962）年度の118.3kgの半分以下で、食生活の変化や少子高齢化等により今後も減少することが見込まれています。

また、厚生労働省の「国民健康・栄養調査」（平成26（2014）年）によると、年代別の朝食の欠食率では、男女ともに20歳代が最も高く、男性で37.0%、女性で23.5%となっています。



大学生を対象に朝ごはんの呼びかけ

九州農政局では、朝ごはんの習慣化や米の消費拡大を推進するイベントや、大学、企業に出向いてパネル展示やポスター掲示を行い、「朝ごはん」の推進を呼びかけました。

（^{こめこ}米粉の普及推進の取組）

農林水産省では、水田を有効活用して食料自給率を向上させるため、米粉用米の生産・消費の拡大を推進しています。米粉を小麦粉の代用として使うだけでなく、米粉の特性や優位性、活用法等の情報伝達に取り組んでいます。

九州農政局では、九州米粉食品普及推進協議会[※]や行政機関等と連携して、地域で米粉料理を普及していただく指導者の育成を目的とした九州米粉食品アドバイザー講座や、消費者を対象とした米粉料理教室、米粉に携わる関係者・消費者等を対象とした米粉利用拡大セミナー等を開催しました。

このような取組を通して、優れた食材である米粉の一層の普及拡大を推進し、日常的に各家庭で米粉が利用されることを目指しています。



九州米粉食品アドバイザー講座



米粉を使った親子料理体験



米粉利用拡大セミナー

[※] 平成16（2004）年3月に九州管内における生産者団体、流通業者、食品事業者、自治体等の関係者により米粉食品の普及推進を目的として設立。平成28（2016）年1月末現在で会員数205（団体・個人）。

(2) 麦類

(国内産麦の需要動向)

国内では、小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦の4麦が生産されています。

小麦は製粉され、パン、麺、菓子等に加工されます。大麦・はだか麦は、精麦して、焼酎、味噌等の発酵用にしたり、押し麦（麦飯）や麦茶に利用されています。また、ビール用の二条大麦は、麦芽等に加工され醸造用原料となります。

このように麦は、米に次ぐ主要な食糧ですが、小麦の約9割、大麦及びはだか麦の約8割を外国産に依存しているのが現状です（表3-18、表3-19）。

このため、農林水産省では、国内産麦を自給率向上のための重点作物と位置付け、国内産麦の生産・利用拡大に向けた取組を推進しています。特に、パン・中華麺用小麦は、外国産に比べ国内産の使用割合が低く需要が見込めることから、加工適性に優れた品種の開発・導入を実需者と連携して推進する必要があります。

また、国産志向の高まりを受けて、「国産」の小麦商品が増えており、産地と実需者が連携して、地域の食文化やブランド食品と結び付いた需要の拡大、収量・品質の向上や安定化といった取組が必要です。

(九州地域の麦作の状況)

九州地域における麦作は、水稻・大豆の収穫後の水田を活用し、冬作物として麦類を生産する一年二作体系が基本となっています。特に九州北部に広がる水田地帯を中心に作付けされており、全国でも有数の産地となっています。

麦は11月中旬頃から作付けが始まり、収穫が翌年の5月下旬から6月中旬頃の梅雨の時期と重なることになります。このため、収量や品質を向上させるためにも湿害防止としての排水対策が重要で、本暗渠※1や弾丸暗渠※2の施工による地下排水や明渠※3と畝立てによる地表排水を組み合わせ、ほ場の排水性を良くするための取組が行われています。

※1 地中に作る排水設備。

※2 トラクターにより土中に弾丸状の器具を牽引し、通常の深さより浅い耕層に簡易な暗渠を施す排水対策技術。

※3 地上に水路を設けて、余分な水を排水するための設備。

表3-18 小麦の主な用途と輸入量

単位: 万t

麦の種類	主な用途	国内産流通量	輸入量
小麦	うどん、パン、中華麺、菓子	70.0	512.0

資料：農林水産省ホームページ「麦をめぐる事情」

注：小麦の輸入数量及び国内産流通量は、過去5年（平成22～26年度）の平均数量。

表3-19 大麦・はだか麦の国内生産量及び輸入量

単位: 万t

麦の種類	主な用途	国内生産量	輸入量
二条大麦	ビール	4.9	61.8
	焼酎用等	5.9	16.9
六条大麦	押し麦、麦茶	4.7	5.4
はだか麦	麦味噌	1.5	0.3

資料：農林水産省ホームページ「麦をめぐる事情」

注：国内生産量は平成26年度、輸入量は平成26年度である。

また、ビール大麦の輸入量は麦芽の輸入量を含む。

近年、麦の収穫時期だけでなく、播種期（11月中旬～12月中旬）の降雨により播種の遅れがみられます。このため麦の初期生育期間の確保が難しくなることや中間管理作業（麦踏み、土入れ、追肥）が適期に実施できないことにつながり、収量や品質を低下させる要因の1つとなっています。

ほ場の排水対策や適期の播種が、麦の収量や品質向上のためには重要ですが、梅雨にあたる九州地域向けに、穂発芽や赤かび病等の病害にも強い硬質小麦や、うどん用では収穫期が早い早生の小麦新品種の開発・普及が急務となっています。



各地域で行われている麦の試験栽培
福岡県農林業総合試験場内ほ場（福岡県筑紫野市）

（九州地域の取組）

九州地域では、麦の収穫量や作付面積が伸び悩んでいる状況にあります。九州には、福岡県のラーメン、長崎県のちゃんぽんや五島うどん、大分県のだんご汁等、麦を使った伝統食文化が各地に存在しています。これらの地域の食ブランドと結び付いた新品種の開発・導入を推進することにより、九州産麦の需要開拓を図っていくことも重要です。

既に、福岡県では、地元の製粉業者、ラーメン店、生産者等と連携し、実需者ニーズを反映したラーメン専用品種「ちくしW2号（通称：ラー麦）」の導入が推進されています。

また、長崎県では、実需者、農業者、地方公共団体等が一体となって産地形成を行う取組を支援する地域コンソーシアム※支援事業を活用し、ちゃんぽん麺用小麦「長崎W2号」の栽培技術の実証、ブランド化や麺や特産品の開発と消費者定着に向けた取組が行われています。

このように九州産麦の需要拡大に向けた取組が各地で進展しています。



「長崎W2号」のPRポスター

※ 2つ以上の個人、団体、行政機関等が、共通の目的達成のために作る団体をいう。

(3) 大豆

(国内の大豆の需要動向)

大豆は、豆腐、納豆、味噌、しょうゆ等の原料として日本食で欠かすことのできない作物ですが、ここ数年の食用大豆[※]の国内需要量は減少傾向となっています(表3-20)。こうした食用大豆に占める国産大豆の割合は2割程度ですが、近年は、品質面や安心面から国産大豆に対する実需者ニーズが高まっており、国産大豆のほぼ全量が豆腐、煮豆、納豆等の食用向けとなっています(図3-18)。そうした高いニーズがある一方で、平成25(2013)年産の国産大豆の生産量が天候不順等の要因により減少したため、入札取引価格が高騰しました。平成26(2014)年産の国産大豆の入札取引価格も引き続き高値で推移しており、実需者からは安定生産を求める声が強くなっています。農林水産省では、大豆を自給率向上と安定供給のための重点作物と位置付け、生産拡大方策を講じています。

表3-20 大豆の需要状況の推移(全国)

(単位: 千t)

年度	需要量	うち食品用		自給率
			うち国産	
平. 22	3,642	976	216	6%
23	3,187	949	212	7%
24	3,037	932	229	8%
25	3,012	936	194	7%
26	3,095	942	226	7%

資料：農林水産省「大豆をめぐる事情」より抜粋

図3-18 大豆の需要量(全国、平成26年)



資料：同左

(九州地域の大豆作の状況)

大豆の栽培は主に九州北部の福岡県、佐賀県を中心とした水田地帯で行われ、全国屈指の産地となっており、品質面でも高い評価を得ています。

他方、大豆はその時の気象状況によって生育が大きく左右されます。平成27(2015)年産の大豆は、梅雨の影響による播種^{はしゅ}の遅れと、その後の低温・日照不足による生育抑制、登熟期間の低温による成熟の遅れや青立ち株の増加、収穫期の降雨による収穫の遅れにより収量が低下しました。

大豆の収量を確保するためには、排水対策等の基本技術のほか、気象状況に

※ 「食用大豆」とは、豆腐、納豆、味噌、しょうゆ等の大豆加工食品に用いる大豆を指す。サラダ油等の油糧用に用いる大豆と区別するための便宜的な呼称である。

応じた適切な栽培管理を通じて安定多収を目指すことが必要です。佐賀県では、降雨後に早期に播種が可能となる不耕起播種技術の導入が進んでいます。

（九州農政局での取組）

九州農政局では、平成27（2015）年10月、各県の大豆生産振興担当者や生産者団体等を対象に「大豆栽培技術検討会」を佐賀県内で開催し、農研機構九州沖縄農業研究センター及び佐賀県から、大豆の省力安定多収生産技術について報告いただき、関係者と意見交換を行いました。その後、当該技術を導入している実証ほ場で、大豆の生育状況や導入技術の現地調査を行いました。

また、平成28（2016）年3月には、「大豆の新品種の開発・活用に関する連携研究会」を熊本県内で開催し、全国規模の需要に対応している九州北部（福岡県・佐賀県）の産地から、新品種の育成や実需者から求められる大豆について情報提供をいただき、生産者と実需者間の情報交換を行いました。

さらに、平成27（2015）年6～7月にかけて、国産大豆の需要に応じた生産推進を図るために、「大豆の生産拡大に向けた意見交換」を九州全県で実施し、現状と課題の把握や、各地域での取組の推進を図っていくこととしました。



大豆栽培技術検討会①室内検討会



大豆栽培技術検討会②現地調査

（４）野菜・果樹

ア 野菜

（九州は重要な野菜供給基地）

九州における野菜の作付面積は近年は横ばいで推移※し、平成26（2014）年は7万7千haで全国の14%を占めています。また、産出額は全国の20%を占めています。

九州の農業産出額に占める野菜の割合は26%で、畜産の44%に次ぐ重要な品目となっています。

※ P172「野菜の作付面積と収穫量の推移（14品目）」を参照。

特に、熊本県のトマト、すいか、宮崎県のきゅうりの産出額は全国1位で、全国2位、3位の品目も多いことから、九州は我が国の重要な野菜供給基地となっています（図3-19、3-20）。

さらに、全国の野菜指定産地926産地（平成28（2016）年2月8日現在）のうち九州では172産地（19%）が指定されており、全国の主要市場への安定的な供給に重要な役割を果たしています。

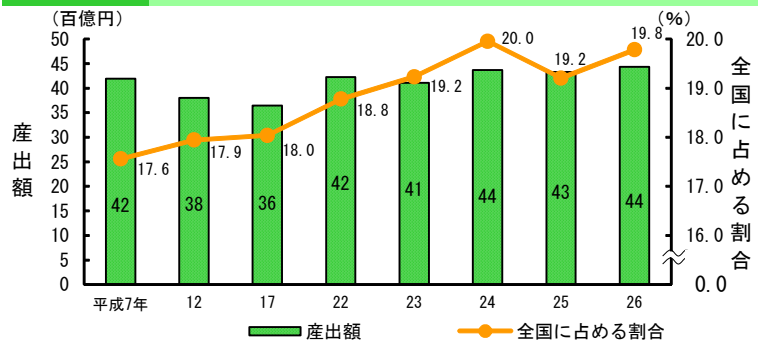
（新たな経営安定対策の展開）

野菜産地では、高齢化の進展、担い手の減少等による産地基盤の脆弱化が進んでいることに加え、加工・業務用需要については、国産ニーズが高いにもかかわらず、産地が十分対応できていないことから、輸入野菜の使用割合が増加しています。

このため、農林水産省では、担い手を中心とした競争力ある生産供給体制の確立等を図ることを目的として、野菜の「産地強化計画」の策定を推進しています。この計画において、各産地は「低コスト化」、「高付加価値化」、「契約取引推進」、「資材低減」、「加工・業務用推進」のいずれかの項目に係る戦略を策定し、出荷量等の数値目標を定めることとなっています。平成28（2016）年3月末現在、九州では496産地で策定され、計画に基づいた取組が実施されています。

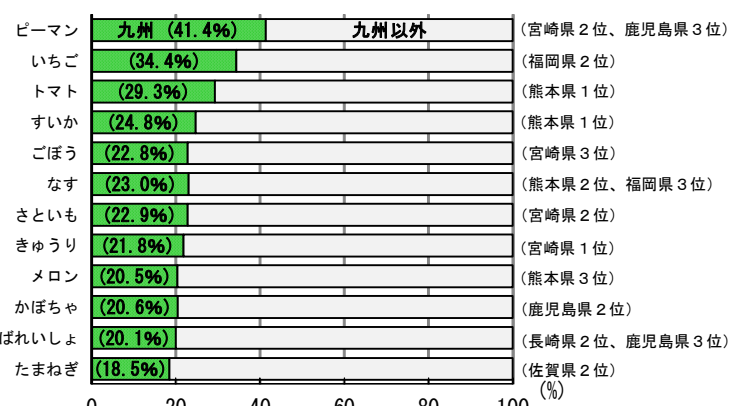
消費者・実需者のニーズに的確に対応した野菜の安定供給体制を構築するため、施設栽培における初期コストの低減や出荷期間の拡大に資する低コスト耐候性ハウスの導入、流通の合理化や鮮度保持に向けた集出荷貯蔵施設等の整備を支援

図3-19 野菜の産出額の推移（九州）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

図3-20 九州の主要野菜の全国シェア（平成26年野菜産出額）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」



低コスト耐候性ハウスの内部

しています。

さらに、産地の拡大等による生産量の増加に伴い、流通コストの低減や販売単価の向上等を目指した集出荷貯蔵施設の再編利用に対しても支援しています。

次世代施設園芸導入加速化支援事業については、平成27（2015）年の7月に宮崎県拠点（^{くにとみちよう}国富町）が竣工したのに続き、平成28（2016）年の3月には、大分県拠点（^{このえまち}九重町）※が竣工しました。

【野菜の集出荷貯蔵施設の整備（長崎県雲仙市）】

島原雲仙農業協同組合では、平成28（2016）年3月に、雲仙市にあった3か所の集荷場を1か所に再編統合し、ブロッコリーの氷づめ出荷レーンや予冷库、いちごの梱包機などを備え、多品目により周年で利用できる総合集荷場として整備しました。



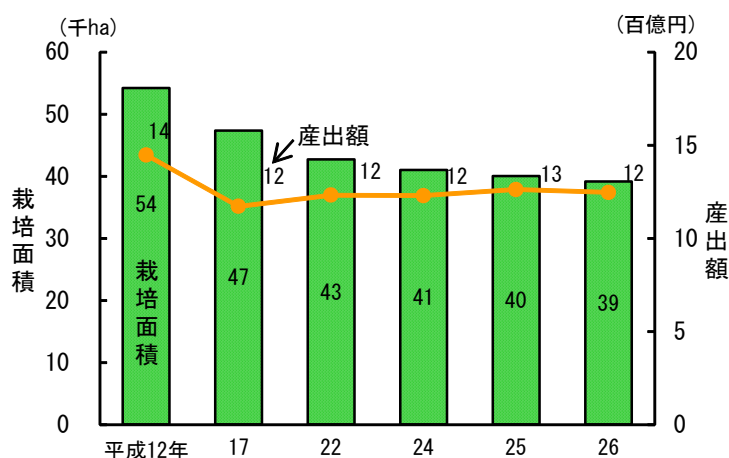
これを契機に、生産者の作付拡大意向の高いブロッコリーやたまねぎ等を中心とした産地の拡大、実需者のニーズにあった定時・定量・定質の出荷に対応した産地形成に取り組んでいきます。

イ 果樹

九州における果樹の栽培面積は、近年の消費低迷、後継者不足や高齢化の進展等から漸減傾向で推移しており、平成26（2014）年は3万9千haとなっています。

また、産出額は高付加価値化が進んでいる等によりほぼ横ばいとなって、1,247億円と全国の16%を占めています（図3-21）。

図3-21 果樹の栽培面積及び果実の産出額の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」
「生産農業所得統計」

※ トピックス編P18『4 次世代施設園芸「大分県九重町」の整備』を参照。

各産地においては、目標や取組を具体的に定めた「果樹産地構造改革計画」を策定し、目標達成に向けた取組が進められています（平成27（2015）年3月末現在：全国475産地うち九州94産地）。このような中、農林水産省では、平成27（2015）年4月27日に今後の果樹農業の振興の基本的な方向を示す「果樹農業振興基本方針」を公表しました。



台風により被害を受けたクリ

果機を導入した集出荷貯蔵施設や加工施設、低コスト耐候性ハウス等の生産技術高度化施設の導入等への支援を進めています。さらに、優良品目・品種への転換、園地整備等の支援や改植後の未収益期間に対する支援も推進しており、果樹農業の経営安定と果実生産出荷の安定を図っています。

一方、平成27（2015）年8月25日に襲来した台風15号や平成28（2016）年1月24日からの寒波・大雪等は、九州各地で果実や樹体、施設等に大きな被害をもたらしました。平成27（2015）年産のうんしゅうみかんについては、頻発する気象変動等の影響により、果実品質が低下し、出荷量が減少しました。

このような中、産地では、高温による着色不良対策として、ブドウの環状はく皮の技術やシャインマスカット等の高温年でも高品質で安定した果実の生産が可能な品種が導入されています。また、剪定によるクリの低樹高化、うんしゅうみかんの浮皮を軽減する樹冠表層摘果や樹冠上部摘果技術、植物調整剤の利用やマルチ栽培等の各種技術が導入されています。

これにより、気象変動等による影響を少なくし、高品質果実の安定生産・供給を図る取組が行われています。

ウ 野菜・果実の消費拡大

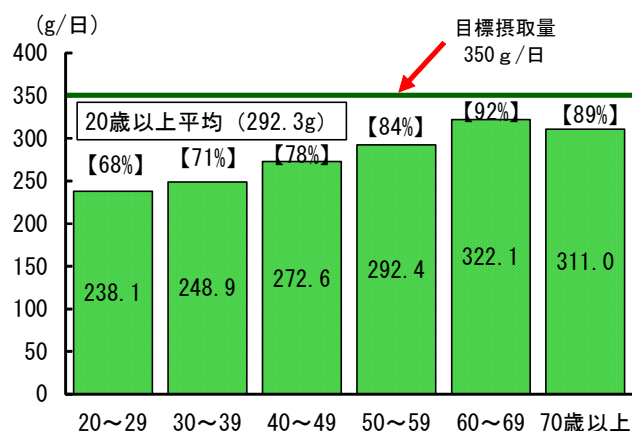
「平成26（2014）年国民健康・栄養調査」によると、野菜類の20歳以上の1日当たり摂取量の平均値は292.3gであり、厚生労働省の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（平成24年厚生労働省告示第430号）に規定された目標値350g（野菜摂取量の平均値）よりも少ない状況です。また、果実類の摂取量の平均値も109.0gで、「果物のある食生活推進全国協議会」が推進している「毎日くだもの200グラム運動」の目標値より少なく、野菜・果実のいずれも摂取目標に達していません。世代別に見ると、特に、40歳代以下の摂取量が少ない状況となっています（図3-22、図3-23）。

このため、健康の観点から望ましい摂取量である野菜350g、果物200gに近

づけていくため、消費拡大セミナーや各種イベント、ホームページ等を通じて、広く野菜・果物に関する知識の理解と浸透を図っています。

図 3-22

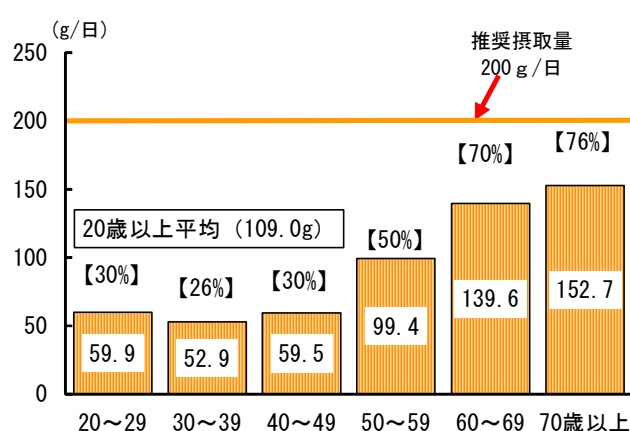
平成26年における世代別の野菜類の摂取量（20歳以上）



資料：厚生労働省「平成26年国民健康・栄養調査」
注：【 】内は、目標摂取量に対する割合。

図 3-23

平成26年における世代別の果実類の摂取量（20歳以上）



資料：厚生労働省「平成26年国民健康・栄養調査」
推奨摂取量は、果物のある食生活推進全国協議会
注：【 】内は、推奨摂取量に対する割合。

平成27（2015）年度は、熊本学園大学(熊本市)と共催で、野菜・果物の摂取量が少ない学生を対象にした「野菜ソムリエからのメッセージ」と題して、「やさい・くだもの出前セミナー」（7月、約80人参加）を開催しました。

参加した学生からは、「普段あまり野菜を食べないが、カラフルな野菜が魅力的で、食べてみたいと思った。」、「健康につながる食について、もっと考えていきたいと思った。」等の感想が寄せられました。

また、「消費者の部屋」特別展示（11月）では、各県出荷団体等の協力を得て各県の野菜や果物等の展示を行いました。



熊本学園大学でのセミナー(平成27（2015）年7月15日)

（５）花き・茶・葉たばこ・いぐさ

ア 花き

九州における平成26（2014）年産花きの産出額は、640億円で全国の18.6%を占めています（図 3-24）。

しかしながら、花きの産出額は、平成10（1998）年の879億円をピークに減少傾向で推移しており、ピーク時の約73%となっています。

これは、切り花を中心に輸入が増加する一方で、若い人を中心とした無購買

層の増加や一世帯当たりの購入金額が減少傾向にあるなどの要因によるものです。

このような中、花き産業と花きの文化の振興を図るため「花きの振興に関する法律」が、平成26（2014）年12月1日に施行されました。また、同法律に基づく「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」が平成27（2015）年4月に定められ、花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現を図っていくこととしています。

このため農林水産省としては、国産花きイノベーション推進事業等により、国産花きの生産・供給体制の強化、輸出や需要拡大のための取組を推進しています。

九州全県の協議会においても、小中学校をはじめとした花育体験等の普及推進を支援し、花の消費拡大を図っています。

また、九州農政局では、九州花き振興協議会が、新たな花きの需要期を創出するため、「感謝の気持ちを花束と一緒に！」をテーマに主催している11月22日の「いい夫婦の日」と、2月14日のバレンタインデーに実施されているイベント「大切な人への花にそえる一行メッセージ」を後援し、「大切な人への花にそえる一行メッセージ」を広く募集しました。

「大切な人への花にそえる一行メッセージ」平成27年度年間大賞作品（九州農政局長賞）

～誠くん～

記念日には毎年素敵なお花を、ありがとう。

もらったお花の数よりも、もっともっと幸せをもらっています。

沢山の感謝を込めて。

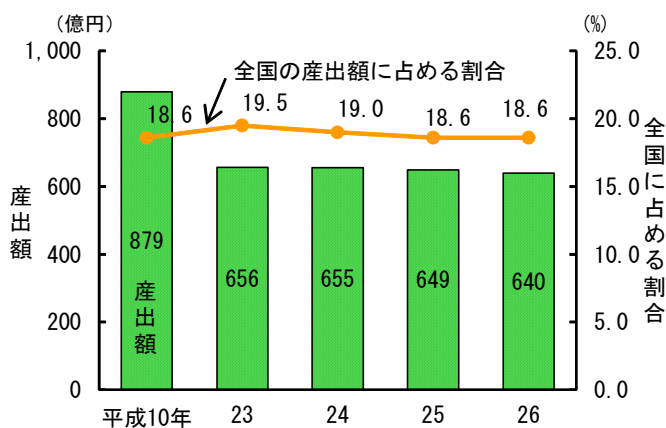
イ 茶

九州における茶の栽培面積は近年横ばいで推移し、平成27（2015）年は1万5,100haで全国の34%を占めています。また、平成26（2014）年の生葉及び荒茶の合計産出額は、350億円で全国の37%を占めています（図3-25）。

一方、食生活の変化や多様化等により、若年層のみならず中年層でも急須を用いてお茶を飲用する機会が減少しています。このため、九州農政局では、消費者ニーズの変化に的確に対応した茶の加工・流通体制の確立に向け、荒茶等の加工施設の整備を支援しています。

図3-24

九州における花きの産出額及び 全国に占める割合の推移



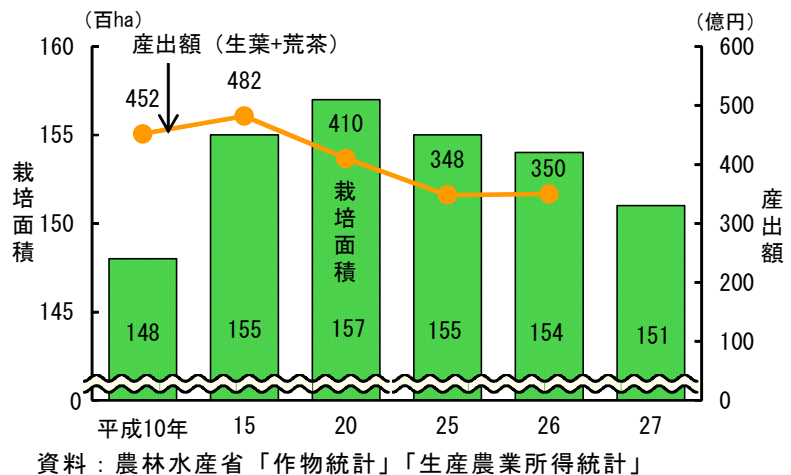
資料：農林水産省「生産農業所得統計」

また、お茶の消費拡大に向け、平成23（2011）年度から九州内の主要茶産地、茶関係団体、経済団体等と共に実行委員会を構成し、お茶振興法※1の趣旨を踏まえたお茶文化振興等のためのイベント「ティーロード茶壺道中」（ティーロード茶壺道中実行委員会共催）等に取り組んでいます。

九州農政局では、熊本地方合同庁舎1階ロビーに茶室を設置し、九州管内の様々な新茶を楽しんで頂くキャンペーン「九州の新茶をどうぞ！」を2回（1回目は平成27（2015）年4月27日～5月1日、2回目は5月25～29日）にわたり実施しました。

さらに、茶の優良品種への転換、高品質化を加速化するため、平成23（2011）年度から「茶改植等支援事業」を開始し、産地ぐるみで改植等を行った場合の未収益期間、改植経費等に対する支援を実施しています（表3-21）。

図3-25 茶の栽培面積及び産出額（生葉及び荒茶）の推移



「九州の新茶をどうぞ！」呈茶※2の様子

※1 「お茶の振興に関する法律」（平成23年4月23日法律第21号）

※2 呈茶（ていちゃ）とは客人にもてなしの茶を差し上げること

表 3-21 茶改植等支援事業の実施状況

単位:ha

	未収益支援			改植・未収益支援	
	改植	棚施設を利用した栽培法への転換	台切り	新植	改植
平成24年度	87.0	0.3	7.9	-	139.9
25	13.5	1.7	11.8	-	147.4
26	4.3	0.3	8.3	44.7	94.2
27	90.2	2.0	18.8	90.2	25.4

資料：九州農政局調べ

注 1：改植とは、茶樹の樹体を伐採・抜根し、優良品種系統等の茶樹を新たに植栽することをいう。

2：棚施設を利用した栽培法への転換とは、茶製品の付加価値向上を目的とし、露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置し、栽培法を転換することをいう。

3：台切りとは茶園の若返りを図るため、茶樹の地際部から地上15cmまでの高さで切断することをいう。

ウ 葉たばこ

健康志向の高まり等により、年々たばこの販売数量が減少していることから、全国の4割以上の生産面積を占める九州においても、葉たばこ栽培農家数及び作付面積ともに減少が続いています。九州は依然として全国の主要な葉たばこ産地としての地位を維持しており、平成27（2015）年産の販売代金は157億円（対前年比86％）で、全国の42％を占めています（表3-22）。

表 3-22 葉たばこ栽培農家数、面積及び販売代金

県	平成26年産			27年産					
	農家数 (戸)	面積 (ha)	販売代金 (百万円)	農家数 (戸)	前年比 (%)	面積 (ha)	前年比 (%)	販売代金 (百万円)	前年比 (%)
	①	②	③	④	④／①	⑤	⑤／②	⑥	⑥／③
福岡県	9	14	82	9	100	14	97	69	84
佐賀県	90	265	1,240	89	99	249	94	1,060	85
長崎県	306	662	3,372	301	98	644	97	2,984	88
熊本県	645	1,239	6,556	600	93	1,192	96	5,672	87
大分県	105	258	1,162	102	97	255	99	1,131	97
宮崎県	352	716	3,505	346	98	701	98	2,867	82
鹿児島県	234	506	2,192	229	98	483	95	1,871	85
九州計	1,741	3,659	18,109	1,676	96	3,538	97	15,655	86
全国割合(%)	29	43	46	29	-	42	-	42	-
全国計	5,911	8,564	39,337	5,788	98	8,329	97	36,885	94

資料：全国たばこ耕作組合中央会調べ

エ いぐさ

いぐさは、主産地の熊本県八代地域^{やつしろ}において稲作との二毛作が可能であり、関連産業も含めた地域経済を支える基幹的作物として重要な位置付けにあります。

一方、安価な中国産畳表の輸入の増加や、生活様式の洋風化等から、国産畳表の需要・価格が低迷し、いぐさの作付面積や畳表生産量、生産農家数は大きく減少して、今後、いぐさ産地の持続的発展を図るためには、産地の抱える課題の解決に向けて取り組む必要があります。（図3-26）

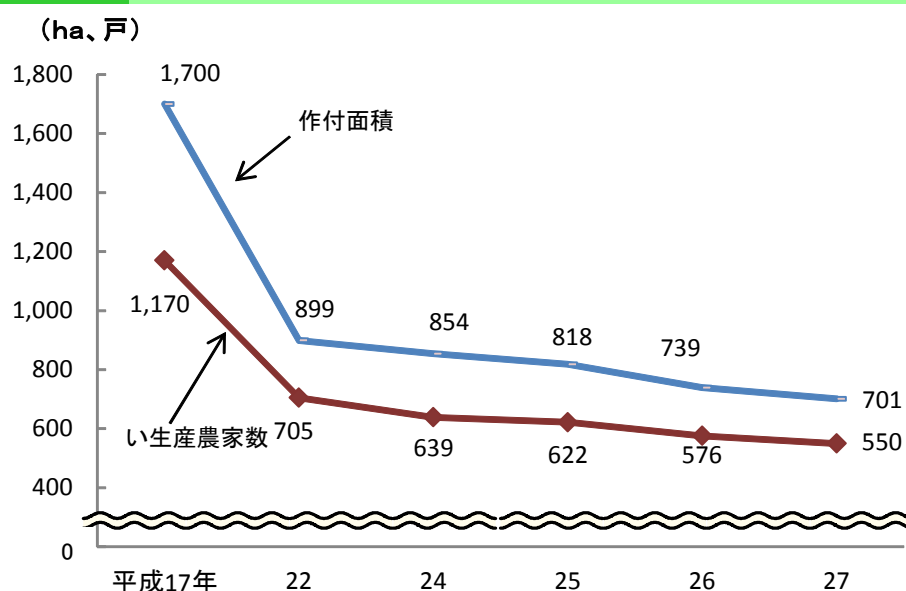


収穫を待ついぐさほ場

そこで農林水産省では、いぐさ生産者の経営安定のために、畳表の価格が下落した場合のセーフティネットの措置や効率的な生産体制を確立するための新品種の導入、農業機械の改良等の技術実証や需要拡大の取組を支援しています。

九州農政局では、前述の熊本地方合同庁舎1階ロビーに展示した茶室の畳に、熊本県八代産「ひのみどり」を使用し、畳文化の普及を推進しています。

図3-26 いぐさの生産動向



資料：農林水産省統計部「作物統計」

（６）さとうきび・でん粉原料用かんしょ

ア さとうきび

さとうきびは、鹿児島県南西諸島における基幹作物として重要な地位を占めています。

しかしながら、栽培農家戸数の減少や高齢化が進行するとともに、依然として1ha未満の零細規模の農家が約6割を占め、生産構造の強化が重要な課題となっています（図3-27）。

農林水産省では、平成19（2007）年産から品目別経営安定対策を実施するとともに、省力化機械の導入により効率的かつ持続的なさとうきびの生産体制の確立を支援しています。その結果、さとうきび生産において最も重労働である収穫作業で、ハーベスタの導入が進み（平成26（2014）年産のハーベスタ収穫率は85.1%）、大幅な労力軽減につながっています（図3-28）。

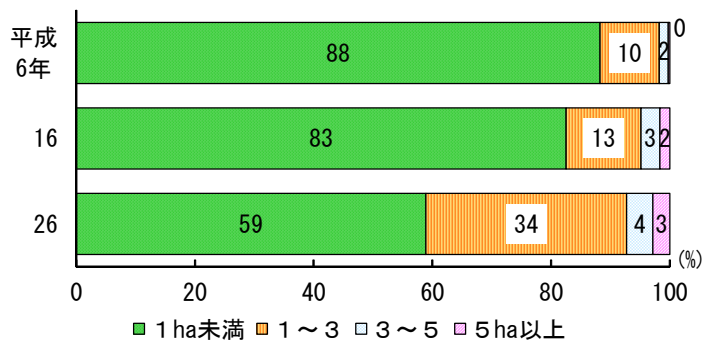
今後は、更に機械化を進展させるため、苗の植え付けを行うプランタや株出管理機等の導入・普及を進めていく必要があります。

また、地域におけるさとうきびの増産に向けた取組を着実に推進するために必要となる地域ごとの「さとうきび増産プロジェクト」を平成27（2015）年度



ハーベスタによる収穫風景（鹿児島県種子島）
（写真提供／鹿児島県）

図3-27 さとうきび栽培面積規模別農家戸数割合の推移（鹿児島県）



資料：鹿児島県調べ

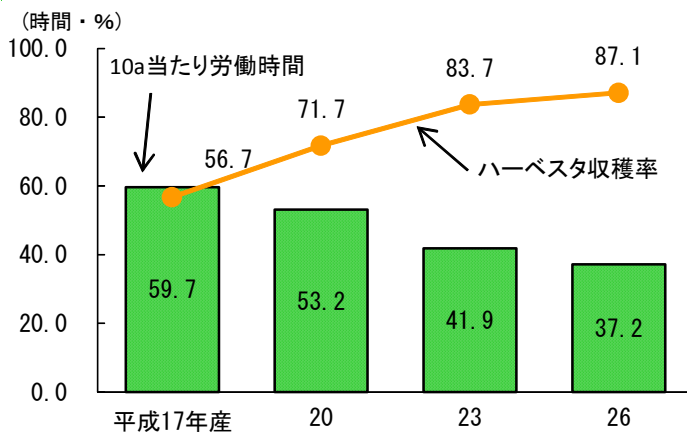
注：数値は四捨五入の関係で、計と内訳が一致しない場合があります

に改定し、自然災害等に強い生産体制の構築、担い手対策の強化等に取り組んでいくこととしています。

平成27（2015）年産については、種子島、奄美大島で前年10月の台風被害の影響等があったものの、大きな気象災害や病虫害被害もなく、沖永良部島・与論島では平年以上の単収に回復し、生産量は前年より増加する見込みです。

図3-28

さとうきびのハーベスタ収穫率と
10a当たり労働時間の推移

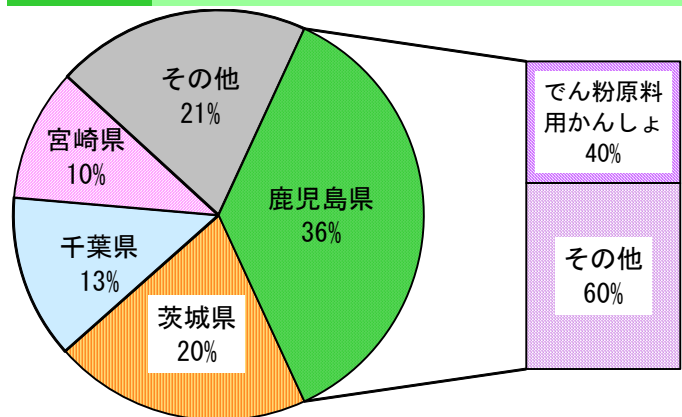


資料：鹿児島県調べ
農林水産省「農業経営統計調査 さとうきび生産費統計」

イ でん粉原料用かんしょ

火山灰土壌地域であり、台風常襲地域である南九州地方、特に鹿児島県において、かんしょは、夏作における代替困難な作物として地域経済を支える重要な作物です。近年は、焼酎原料用かんしょの需要増等からでん粉原料用は減少しつつありますが、今でも鹿児島県の生産量の約4割がでん粉原料用に仕向けられています（図3-29）。

図3-29 平成27年産かんしょの生産量の割合



資料：農林水産省「作物統計」

生産農家の減少と高齢化が進む中、安定的に国内産かんしょでん粉を生産し、産地の収益力を向上させるためには、生産体制の確立とともに、加工適性に優れた新品種「こなみずき」の活用等により、でん粉の高品質化を推進し、市場評価の高い加工食品用への転換を進める必要があります。

このような中、農林水産省では、平成19（2007）年産から品目別経営安定対策を実施しているほか、平成23（2011）年度からは高品質でん粉の製造技術等の確立に向けた取組や、でん粉の品質管理に必要な機器の整備等を支援し、国内産いもでん粉の高品質化による加工食品への販路拡大等を推進しています。

また、かんしょ生産における省力化や安定的な生産体制の確立に向けて、平成25（2013）年度から収穫機械等のリース導入支援も行っており、平成27（2015）年度補正予算でも引き続き支援しています。

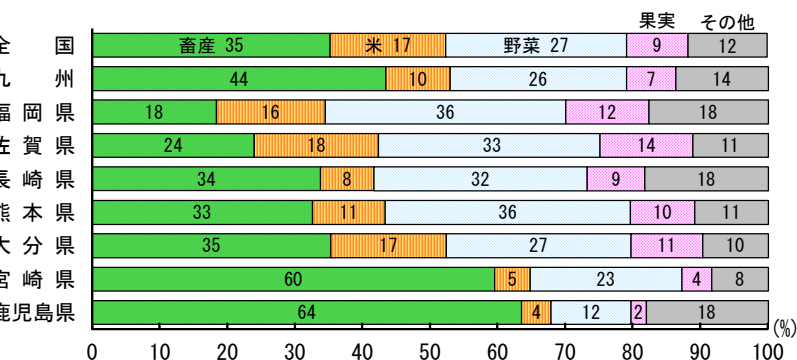
(7) 畜産

(最近の畜産をめぐる状況)

平成26（2014）年の全国

図3-30 農業産出額の部門別構成割合（平成26年）

の畜産に係る農業産出額（2兆9,912億円）のうち、九州は約4分の1（7,403億円）を占めています。また、畜産は九州の農業産出額の4割を占め、中でも鹿児島県では64%、宮崎県では60%



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注：数値は四捨五入により、一部、計は100にはならない。

%と県農業産出額の5割を

超えており、全国有数の畜産地帯となっています（図3-30）。

一方、高齢化・後継者問題による農家戸数の減少、繁殖雌牛等飼養頭数の減少といった生産基盤の弱体化、配合飼料等の生産資材の高騰等、畜産農家を取り巻く状況は厳しいものとなっています。

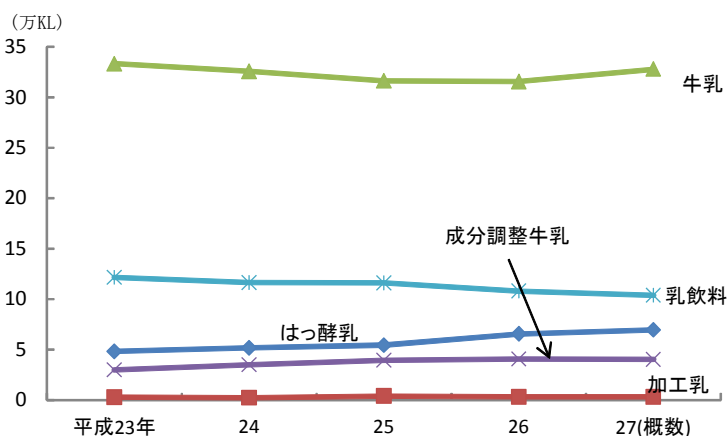
(国産畜産物の生産・消費の状況)

全国の牛乳の生産量は、少子化やお茶系飲料・ミネラルウォーター等の消費量増加等により、近年、減少傾向にありましたが、平成27（2015）年は平成25（2013）年以来の増加となりました。また、増加傾向にあったはっ酵乳は平成26（2014）年に一旦減少しましたが、平成27（2015）年は再び増加に転じました。

バターについては、年末の需要期に不足する恐れがあったことから、平成26（2014）年に引き続き、緊急輸入を行い、十分な在庫量を確保しました。

九州の牛乳生産量は、全国同様ここ数年、減少傾向にありましたが、平成27（2015）年は増加しました。一方、成分調整牛乳は増加傾向で推移していましたが、平成27（2015）年は減少に転じました（図3-31）。

図3-31 牛乳等の生産量の推移（九州）



資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」

全国の牛肉の生産量は、平成25（2013）年度以降、肉専用種、乳用種ともに減少しています。また、平成27（2015）年の牛肉の消費量も、前年より減少しています。

全国の牛肉の生産量は、平成25（2013）年度以降、肉専用種、乳用種ともに減少しています。また、平成27（2015）年の牛肉の消費量も、前年より減少しています。

（畜産振興のための対策）

農林水産省では、平成27（2015）年3月末に「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」、「家畜改良増殖目標」、「養豚農業の振興に関する基本方針」、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」の4つの畜産振興に係る基本方針等を策定しました。この基本方針等で示された取組のうち、今後3年間で緊急に対応すべき課題として、「繁殖雌牛の増頭」、「酪農生産基盤の強化」、「飼料の増産」の3つの優先課題を定めました。このため、国、県、市町村、生産者団体等が緊密な連携と情報共有を図り、効率的かつ強力な施策の実施を促進するための体制を整備することを目的とし、平成27（2015）年4月10日に、生産局長を本部長とした「畜産再興プラン実現推進本部」を設置しました。

また、「畜産再興プラン実現推進本部」の設置を踏まえ、九州地域に応じた取組を促進するための体制整備を図るため、平成27（2015）年5月と平成28（2016）年3月に熊本市において「畜産再興プラン九州・沖縄ブロック会合」を開催しました。会合では、各基本方針、緊急に対応すべき優先課題、畜産クラスター事業等、競争力強化や収益性向上を図るための具体的な推進策について、関係者による活発な意見交換を行ったところです。



平成27年度第1回九州・沖縄地域畜産再興プラン
ブロック会合（平成27年5月14日）

（8）飼料作物等

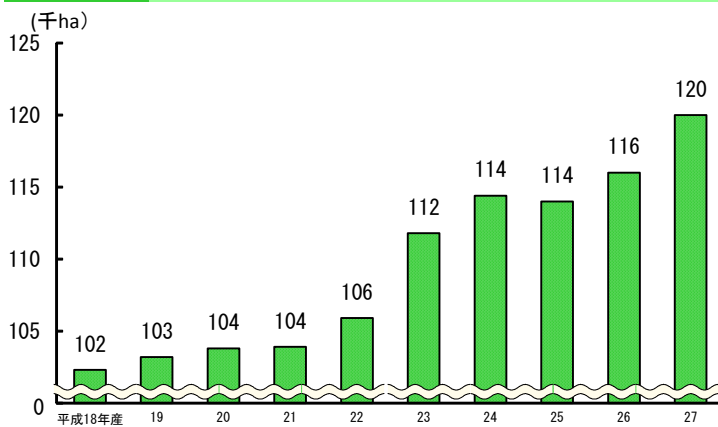
ア 粗飼料増産の取組

（飼料作物作付面積の拡大）

九州では、未利用地における飼料生産基盤の整備や水田・畑の裏作における飼料作物の作付けが、生産者や関係者の連携のもと積極的に取り組まれています。

この結果、作付面積は平成18（2006）

図3-32 飼料作物作付面積の推移(九州)



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

年産以降増加傾向にあり、特に平成23（2011）年産以降はWCS用稲（稲発酵粗飼料用稲）の作付面積が大幅に増加しています（図3-32、図3-35）。

（放牧の推進）

九州では、畜産経営の省力化やコスト低減につながる、地域毎に特色のある放牧が定着しつつあります。特に、中山間地域等では、荒廃農地の解消、景観の維持や農作物への獣害軽減等の効果が期待されています。九州農政局では、国産粗飼料増産対策事業等の施策により、各地域の放牧の取組を支援しています。

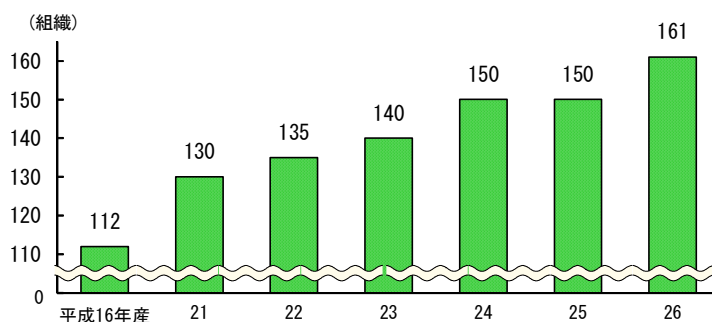


耕作放棄地（廃茶園）の放牧利用（大分県豊後高田市）
（中央より上側は平成27年草地化実施中、下側は平成24年草地化）

（飼料生産の外部化の推進）

国産飼料の生産拡大を図るため、飼料生産組織（コントラクター等）による飼料生産作業の外部化を進め、畜産農家の労働負担の軽減及び飼料生産の効率化・低コスト化・耕畜連携の橋渡しを行うことが重要となっています。

図3-33 飼料生産組織数の推移(九州)



資料：九州農政局調べ

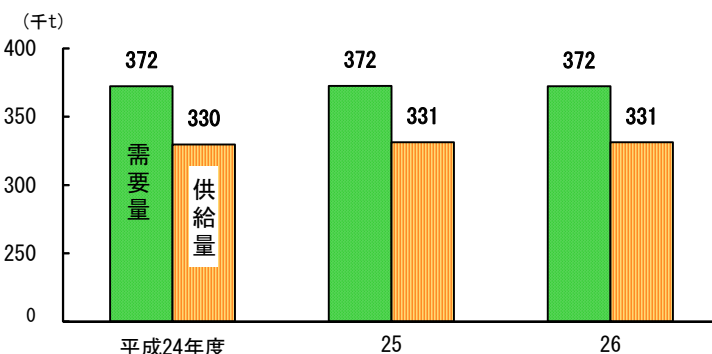
飼料生産の組織化を推進するため、農林水産省では国産粗飼料増産対策事業等の施策により飼料生産組織の育成を支援しており、九州では、161組織（平成26（2014）年度）の飼料生産組織が育成されています（図3-33）。

（国産稲わら等の利用促進）

稲作地帯である九州北部では畜産農家による国産稲わらの確保が進んでおり、その自給率は高いものの、畜産主産地である九州南部では地域内での確保が難しく、相対的に自給率が低くなっています。

このため、九州北部から南部へ国産稲わらの広域流通の体制が取られています。需要を全て満たすまでには至っていません（九州の国産稲わら不足量約4

図3-34 国産稲わら利用の推移(九州)



資料：九州農政局調べ

万1千t) (図3-34)。

(飼料増産運動の推進)

飼料自給率の向上を図るため、九州農政局では「九州地域飼料増産行動会議」を設置し、毎年、管内の自給飼料関係者等を参集した意見交換や研修会等を行っています。



九州地域飼料増産に関する研修会
(平成27年12月)

平成27(2015)年度は、9月に熊本県玉名市で、「稲WCSと放牧の普及拡大」をテーマに九州地域飼料増産に関する研修会を、また、12月には福岡県筑後市で、「飼料米とSGS(粳米サイレージ)」をテーマに九州地域飼料用米推進会議を開催しました。

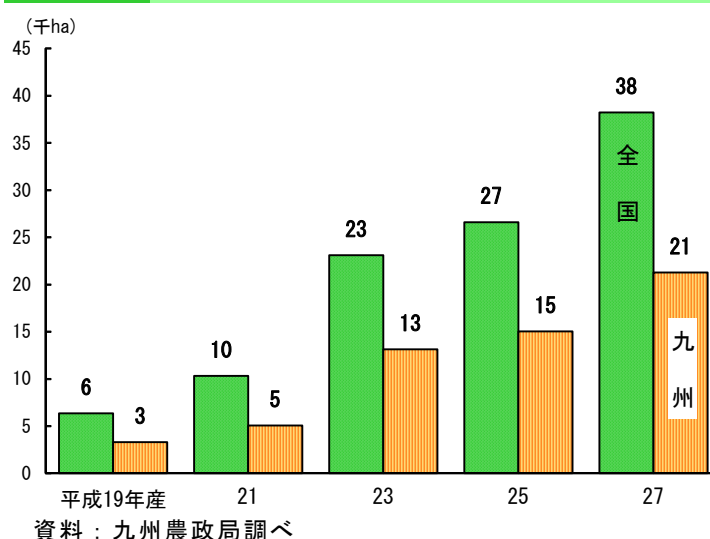
これら研修会や会議では、九州地域内外の先進地の事例報告を行うとともに、飼料生産現場での問題や改善の方策等について、専門家や先進農家との意見交換が盛んに行われました。

また、九州地域飼料用米推進会議では、飼料用米を給与して生産された畜産物料理の提供を通じ、会議参加の稲作と畜産農家の理解醸成を図りました。

イ 水稻の飼料としての利活用 (稲発酵粗飼料)

水田を活用したWCS用稲(稲発酵粗飼料用稲)については、食用品種よりはるかに収量が多く、九州の気候等に適した「タチアオバ」や「ミナミユタカ」等の専用品種が栽培されています。さらに、省力・低コスト化が可能な直播栽培や堆肥を使った多収栽培技術、湿田でも収穫可能な専用収穫機、搾乳牛や肉用肥育牛への多給技術等が研究・開発されています。

図3-35 WCS用稲の作付面積の推移(全国・九州)



こうした生産・給与技術が生産現場へ普及したことや、各種支援措置の実施により、九州におけるWCS用稲の作付面積は大幅に増加しています(図3-35)。

また、需要サイドからの要望を受けて生産サイドでは、従来品種よりも家畜

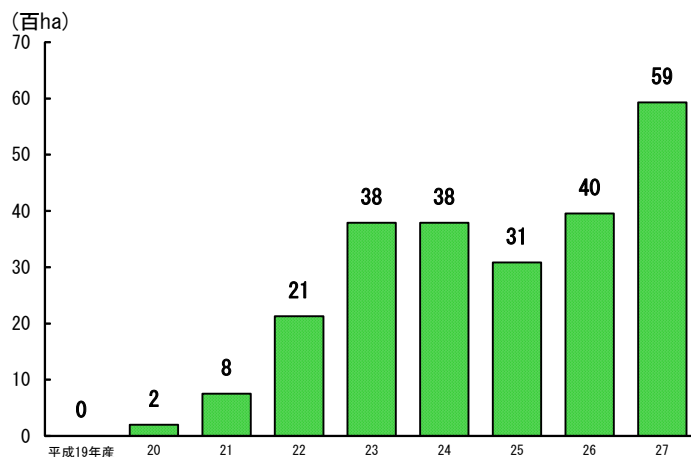
の嗜好性や消化性に優れたWCS用稲の「たちずずか」や「たちあやか」の栽培を進めている地域もあります。

WCS用稲の利用を更に進めるためには、生産サイドと需要サイドのマッチング、品質向上、生産コストの低減等を図る必要があります。

（飼料用米）

飼料用米の利用は、生産・給与に関する知見の不足や輸入とうもろこしの代替となる価格設定が必要であること等から、数年前までは一部地域に限られた取組でした。しかし、近年、飼料用に作付けされる多収品種の育成や生産給与技術の開発普及が進むとともに、配合飼料の原料となる輸入穀物価格の上昇等

図3-36 飼料用米作付面積の推移(九州)



資料：九州農政局調べ

を背景とし、耕種農家と畜産農家が連携した飼料用米の生産・利用の取組が拡大し、平成27（2015）年は飼料用米作付面積が約6千haまで増加しました。（図3-36）。

飼料用米については、今後、水田のフル活用による作付面積の拡大に向け、地域毎に、飼料用米に対応した低コストでの保管・流通体系の整備や、家畜の生産性に考慮した給与技術が確立されつつあります。

ウ 食品残さの飼料化（エコフィード）の推進

近年、飼料自給率向上や循環型社会の構築の観点から、食品製造工場や食品小売業、外食産業等から排出される食品残さを飼料原料として活用する取組が進んでいます。

九州農政局では、食品残さを飼料化したエコフィードの生産・利用拡大を図るため、各県の食品産業協議会やJAグループ、行政機関等を構成員とする「九州地域エコフィード推進行動会議」を設置し、食品残さ排出の実態や利用状況等の情報の収集・提供や、更なるエコフィードの推進に向けた会議の開催等を実施しました。

また、食品残さ等の飼料利用拡大の取組、エコフィードの生産・利用に必要な機械の導入等に対して支援を行っています。

(9) 技術開発・普及の動向

農林水産業の競争力強化に向けて、平成27（2015）年度補正予算により「革新的技術開発・緊急展開事業」を新たに実施します。

具体的には、

①地域戦略プロジェクトとして、先進技術を組み合わせた生産現場における革新的技術体系の実証研究・普及を支援

②先導プロジェクトとして、将来に向けて競争力の飛躍的な向上を図るため次世代の技術体系を生み出す研究開発

を実施するものです。

研究代表機関が九州内にあり、九州地域に関連が深いものとして、①の事業は18件の計画、②の事業は3件の計画が採択されており、今後、その成果の創出・活用が期待されています(表3-23、3-24)。

表3-23 革新的技術開発・緊急展開事業のうち①に関わるもの(九州関連)

番号	研究計画名	研究代表機関
1	農匠稲作経営技術パッケージを活用したスマート水田農業モデルの全国実証と農匠プラットフォーム構築～国産米の国際競争力強化・輸出促進に資するICT活用型次世代稲作経営技術体系の確立普及～	国立大学法人 九州大学
2	南九州地域に適した焼酎麹用米専用品種の普及及び省力・低コスト栽培技術の確立	宮崎県総合農業試験場
3	南九州における普及促進のためのかんしょ小苗栽培体系とかんしょ・飼料作物混植によるかんしょ茎葉飼料化の実証	九州沖縄センター※
4	湛水栽培法によるサトイモの優良種いも増殖および生産性向上	国立大学法人 鹿児島大学
5	気象災害に強く安定多収なサトウキビ適正品種の導入と省力低コスト生産技術体系の確立	国立大学法人 鹿児島大学
6	広域無線による地域内集合知収集およびビッグデータ解析に基づく産地経営支援システムの開発	西日本電信電話(株)熊本支店
7	奄美諸島に再侵入したミカンコミバエ種群の根絶及び再侵入・定着防止対策のための技術開発と実証	九州沖縄センター
8	「医福食農連携」による鹿児島県産農畜水産物等の消費拡大に向けた高付加価値食品の開発	国立大学法人 鹿児島大学
9	競争力のある地域内一貫牛肉生産を実現する哺育・肥育・流通体系の開発	国立大学法人 鹿児島大学
10	西南暖地における次世代型酪農実現に向けた飼養管理体系の実証～ロボット搾乳に最適な飼料給与体系と生涯生産性を向上させる飼養管理体制の構築～	国立大学法人 鹿児島大学
11	ファインバブル等による畜産廃棄物の悪臭対策と耕畜連携システムの構築	国立大学法人 鹿児島大学
12	T P Pに対応した次世代型畜産経営モデルの実証～大規模集落営農法人とT M Rセンター、畜産農家の連携型T M Rによる低コスト飼料供給の実証研究	熊本県農業研究センター 畜産研究所

13	グローバル化に対応したTMRセンターを核とする地域畜産経営体の確立	宮崎県畜産試験場
14	アレルギー緩和効果を有したイチゴの機能性評価と周年利用技術の開発	九州沖縄センター
15	暖地の多様な水田作に対応した省力栽培技術と地域の需要に対応した新品種を基軸とする高度輪作体系の実証	九州沖縄センター
16	カンショでん粉の高付加価値化による国際競争力の強化	国立大学法人 鹿児島大学
17	口蹄疫・アフリカ豚コレラウイルスの超高感度な即時検出技術確立とフイージビリティスタディ	国立大学法人 宮崎大学
18	農作物収益性向上のための忌避等による加害獣の効率的捕獲の実証研究	福岡県農林業総合試験場

※ 九州沖縄センターとは、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構九州沖縄農業研究センターを省略したもの。

表 3—24 革新的技術開発・緊急展開事業のうち②に関わるもの(九州関連)

番号	研究計画名	研究代表機関
1	胎児期と初期成長期の代謝プログラミングによる和牛肥育期間の大幅な短縮技術の開発	国立大学法人 九州大学
2	かんしょ直播栽培の実用化に向けた優良系統と省力機械化栽培技術の開発	九州沖縄センター
3	南西諸島のサトウキビ生産安定化に貢献する育種素材の開発	九州沖縄センター

(技術の普及に向けて)

農業関係の研究機関による農業技術に関する近年の研究成果のうち、早急に現場への普及を推進する必要がある重要なものを毎年、「農業新技術200X」として選定し、幅広く普及を図っています。本年度も、導入が期待される品種・技術を「最新農業技術・品種2016※」として取りまとめ、現場の農業生産における経営改善等に活用することとしています。

このうち、主な研究機関が九州にあり、九州地域に関連が深いものとして、次の8技術(全国30技術)が選定されており、今後の普及拡大が期待されています(表3-25)。

※ 最新農業技術・品種2016とは、「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針」(平成25年12月11日攻めの農林水産業推進本部決定)に基づき導入が期待される品種・技術リストを作成し、農業生産現場の経営改善に活用するため最新の農業技術や品種情報を取りまとめ公表したもの。
農林水産省大臣官房ホームページ

→http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/new_tech_cultivar/index.html

表 3—25 「最新農業技術・品種2016」 品種・技術一覧（九州関連）

番号	研究成果名	主な開発機関
1	JPP-NETヒメトビウンカ飛来予測システム	九州沖縄センター
2	高カロテノイドで良食味、複合病虫害抵抗性のパレイショ新品種「ながさき黄金」	長崎県農林技術開発センター
3	カボチャ新品種「ジェジェJ」を利用した端境期出荷のための新栽培出荷体系	鹿児島県農業開発総合センター
4	促成栽培ナスにおける増収効果の高い日の出後CO ₂ 施用	福岡県農林業総合試験場筑後分場
5	露地栽培におけるニホンナシ発芽不良軽減のための管理技術	熊本県農業研究センター果樹研究所
6	中山間地に対応した軽トラック積載型自走式茶園管理機	佐賀県茶業試験場
7	ケーンハーベスタによる採苗と無選別蔗苗の適切な植付けによる省力作業体系	鹿児島県農業開発総合センター
8	3作型で多収量となる沖縄県全域向けサトウキビ新品種候補「RK97-14」	沖縄県農業研究センター

6 環境保全型農業への取組

(1) 環境保全型農業直接支援対策の実施

農林水産省では、地球温暖化防止や生物多様性に効果の高い営農活動の導入を促進するため、平成27（2015）年度から、「多面的機能発揮促進法^{※1}」に基づく日本型直接支払制度の一つとして、これらに取り組む農業者に「環境保全型農業直接支払交付金」を交付しています。

平成27（2015）年度の九州農政局管内における本対策の取組状況（見込み）は、148市町村で取組件数584件、取組面積6,841haとなっています（表3-26）。

表3-26 平成27年度環境保全型農業直接支払交付金の取組状況（見込み）

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	九州計
件数(件)	98	50	72	261	38	17	48	584
面積(ha)	942	317	1,800	1,863	448	418	1,054	6,841

資料：農林水産省調べ（平成28年3月1日公表資料）

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

具体的な取組別としては、有機農業の取組30%、カバークロップ^{※2}の作付け25%、炭素貯留効果の高い堆肥^{たいひ}の水質保全に資する施用20%、地域特認取組25%となっています。

また、有機農業をはじめとする環境保全型農業の確立を目指す農業者や、教育関係機関及びそれらの取組の普及・拡大を支援する自治体、農業団体等を表彰する、「環境保全型農業推進コンクール」を実施しました。

このコンクールは、表彰者が意欲的に経営や技術の改善に取り組み、農業の有する多面的機能の発揮等、農村環境の保全活動を通じ、地域社会の発展に貢献している成果を広く紹介することで、環境保全と農業に対する国民の理解を深めるとともに、地域社会の活性化に資することを目的にしています。

平成27（2015）年度は九州農政局長賞として、長崎県南島原市^{みなみしまばら}「松藤行雄氏^{まつふじ ゆきお}」、大分県豊後大野市^{ぶんごおおの}「森岡雄平氏^{もりおか ゆうへい}」及び鹿児島県始良郡湧水町^{あいらぐん ゆうすいちょう}「竹中池湧水有機生産組合 組合長 桑原佐年氏^{くわはら さとし}」が受賞しました（表3-27）。

表3-27 平成27年度環境保全型農業推進コンクール表彰者一覧（九州）

分野	住所	氏名・団体名称	応募タイトル
有機農業	長崎県南島原市	松藤行雄	自然九割人一割の農法を求めて
有機農業	大分県豊後大野市	森岡雄平	地域で育む有機農業
有機農業	鹿児島県始良郡湧水町	竹中池湧水有機生産組合 組合長 桑原佐年	焼酎とともに15年。有機芋焼酎の製造を支える有機農業生産組合

資料：九州農政局

※1 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）

※2 主作物の栽培期間の前後いずれかに緑肥等を作付けする取組。

（２）エコファーマー認定取得の状況

農林水産省では、「持続農業法^{※1}」に基づき、土づくりや化学肥料・化学合成農薬の使用低減のための技術を一体的に導入する計画を定め、都道府県知事から認定を受けた「エコファーマー」の支援を行っています。

九州のエコファーマー認定件数は、2万4,762件で、全国の約15%を占めており、特に、熊本県は9,121件と全国で5番目に多い認定件数となっています（表3-28、図3-37）。環境保全型農業直接支援対策の推進等により新規認定は派生している

ものの、平成26（2014）年度中に計画期間（5年間）が終了した者が高齢化等を背景に再認定申請を行わなかったこと等により認定件数は減少しています。

（３）有機農業の推進

九州各県では、「有機農業推進法」^{※2}及び同法に基づく「有機農業の推進に関する基本的な方針」により有機農業が推進されています。

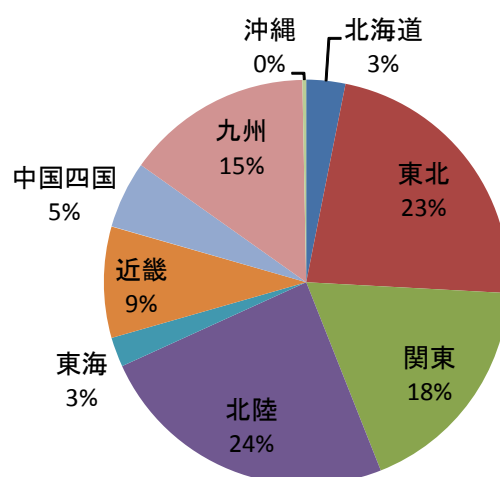
表3-28 エコファーマーのブロック別・九州県別認定件数（平成27年3月末現在）

	単位：件、%		
	平成27年3月末時点	平成26年3月末時点	対前年比
北海道	5,195	6,226	83.4%
東北	37,842	47,398	79.8%
関東	30,147	32,635	92.4%
北陸	40,287	41,408	97.3%
東海	3,931	4,214	93.3%
近畿	14,784	14,713	100.5%
中国四国	8,915	10,792	82.6%
九州	24,762	28,629	86.5%
福岡	892	1,141	78.2%
佐賀	4,282	4,682	91.5%
長崎	3,346	5,105	65.5%
熊本	9,121	10,564	86.3%
大分	378	449	84.2%
宮崎	1,755	1,766	99.4%
鹿児島	4,988	4,922	101.3%
沖縄	510	361	141.3%
全国	166,373	186,376	89.3%

資料：農林水産省調べ

図3-37

ブロック別エコファーマーの認定件数割合（平成27年3月末現在）



資料：農林水産省調べ

※1 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）

※2 有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）

ア 九州における県有機農業推進計画の策定状況

有機農業推進法に基づき県が定める有機農業推進計画については、管内全県が策定しています。この計画に基づき各県は有機農業者等の支援や有機農業に関する知識の普及等に関する施策を行っています。

イ 九州における有機農業拡大地区推進事業の実施状況

九州農政局では、有機農業の実施面積の拡大を図るため、有機農業に取り組む産地において地域の気候・土壌条件を踏まえた栽培技術の確立・普及や生産拡大に伴う取引先の新規開拓等を支援する「有機農業拡大地区推進事業」を実施しました。具体的には5地区を採択し、各事業実施主体において事業の円滑な推進を図るための検討会を開催するとともに、安定供給力の強化、産地販売力の強化および有機農業者育成力の強化の取組に対して支援をしました。（表3-29）。

表3-29 有機農業地区推進事業等の実施状況(九州)

県名	事業実施主体名	関係自治体	対象作物	主な取組の概要
福岡県	赤村有機農業推進協議会	あかむら 赤村	水稻・野菜	1 事業推進に関する検討 事業の円滑な推進を図るため、検討会を開催
長崎県	雲仙市有機農業推進ネットワーク	うんぜんし 雲仙市	水稻・野菜	2 安定供給力の強化 有機農業の技術確立および有機農産物の供給力拡大に伴う種苗の確保の取組等
大分県	おおいた有機農業推進協議会	大分県	水稻・野菜	3 産地販売力の強化 取引先の新規開拓・多角化や他産地連携出荷等による安定的取引関係の構築、ブランド化等の付加価値づくり、有機農業の取組に関する普及啓発活動等
宮崎県	綾町有機農業推進会議	あやちよう 綾町	水稻・野菜	4 有機農業者育成力の強化 有機JAS認証制度に関する研修、有機農業参入希望者に対する指導・助言活動等
鹿児島県	かごしま有機農業推進協議会	かごしまし あいら 鹿児島市・姶良市・南さつま市	水稻・野菜	

資料：九州農政局調べ